

平成29年3月第9回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成29年3月8日第9回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
12番	大槻 和弘	13番	百井 いと子
14番	鈴木 邦昭	15番	木村 満
16番	熊田 芳子	17番	佐藤 アヤ
18番	佐藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

			副 町 長	
町 長	齋 藤 貞		企画財政課長	三戸部 貞 雄
			事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂		企画財政課	関 本 博 之
			財務班長	
企画財政課			企画財政課	
企画班長	宍 戸 和 博		復興管理班長	南 部 浩 秀
用地対策				
課 長	山 田 勝 徳		税務課長	西 山 茂 男
町民生活				
課 長	南 條 守 一		福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援			健康推進	
課 長	吉 田 美和子		課 長	岡 元 比呂美
農林水産			商工観光	
課 長	齋 藤 幸 夫		課 長	齋 義 弘
都市建設			復興まちづくり	
課 長	佐々木 人 見		課 長	袴 田 英 美
上下水道			会計管理者	
課 長	川 村 裕 幸		兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長			教育次長	
	岩 城 敏 夫		兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習			農業委員会	
課 長	佐 藤 和 江		事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会			代表監査	
書記長	阿 部 清 茂		委 員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壮 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議 長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番 高野孝一議員、10番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議 長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

4番、佐藤邦彦議員、登壇。

〔4番 佐藤 邦彦 君 登壇〕

4 番（佐藤邦彦君） 4番、佐藤邦彦であります。

私は、通告順に従いまして、一つ、公共ゾーン整備に伴う移転跡地等活用まちづくりについて、もう一つは、亘理神社の都市公園・史跡の整備について質問をいたします。

まず、第1問です。

公共ゾーン整備計画が動き出しました。震災で被災した亘理町役場庁舎と福祉センターの建設であります。かねてから予定された新庁舎でもありますが、これから実施計画が進み、新たな発展に向けたまちづくりが始まります。建設予定は、平成29年の秋口に確認、申請、平成30年1月に着工し、平成31年10月の2年6カ月後に完成予定であります。

そこで、次に伺います。

公共ゾーン整備に伴う移転跡地等活用まちづくりについてですが、公共ゾーンに役場庁舎などが移転します。公益施設が集約され、町の形が大きく変わります。役場庁舎跡地等の利活用は、中心市街地活性化のため重要な対策であり、有効利用が期待されるところであります。

このことについて、次の質問を行います。

(1) 役場庁舎等の移転は、町民生活に影響を与えます。公共ゾーンに集約される施設跡地等の全体活用計画を策定し、新たなまちづくりを進めるべきではないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公共ゾーンの整備計画につきましては、平成8年3月に策定された「第三次亘理町総合発展計画」において、役場庁舎を含む各種公共施設を集約的に整備する用地として、亘理駅東に近い場所に位置づけし、平成12年度に亘理町公共ゾーン整備事業基本構想を取りまとめながら、圃場整備事業で建設用地を確保したところであります。

東日本大震災で被災した復旧・復興施設として、新役場庁舎と保健福祉センターを早急に整備するため、現在は両施設の実施設計を行っておりますが、公共ゾーン内に整備計画のある給食センター、町民会館、町民体育館の施設につきましては、町の財政状況を考慮しながら建設することとしております。

公共ゾーンにつきましては、集約的に公共施設を整備することにより、荒浜・吉田・逢隈地区を初め亘理町全域の町民の皆様の利便性を最優先に考慮し、アクセス

に便利な町の中心位置としてバランスよく、今後の将来的なまちづくりを踏まえた新市街地を形成していくものでございます。

役場跡地の利活用は、高野 進議員の質問にもお答えいたしましたように、現在、慎重に庁舎内で協議しているところでございます。

役場庁舎、保健福祉センター以外の跡地の利活用につきましては、中・長期的な整備計画となりますので、各施設の建設時期にあわせて、行財政状況や社会環境に応じ、柔軟で有効的な利活用を示していきたいと考えております。

全体的な利用・活用計画の策定につきましては、公共ゾーン内の各施設の整備計画及び既存施設の土地利用計画について、町の上位計画である総合発展計画や、それに伴う各施策において、現在の役場庁舎周辺の活性化等も踏まえながら、観光と交流、そして定住のまちづくりを推進してまいりたいと、そのように現在考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） ただいま、今後の活用計画については、大局的な見地からお話がありました。ある意味、今回、役場庁舎等が移転するということが、亘理町にとっては大きなやっぱりインパクトがあるわけでございます。今、お話があった役場庁舎、保健センターなどについては合意形成が図られ、今後、移転予定ということでございますが、これまで役場庁舎の中心施設というものは、この地域に長い間、町並みを形成して、まちづくりの中の中心的な施設であったわけです。いわば、第一段としての庁舎等の移転については首都移転のようなものだと私は考えます。社会基盤が移転してしまうということでございます。そのために、町民の方々はこちらについて、ある意味大きな心配も持っているというようなことも事実でございます。

そこで、これらの施設の移転については、市街環境ががらりと変わっていくということについて、町民生活に大きな影響があるということは間違いございません。これは、今、町長が言ったように、短期的な影響と長期的な影響に分けられると思いますが、やっぱりその影響を検証していくという必要があると思うわけでございます。まずもって、その検証についてどのようにお考えでございましょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町の、いわゆるかつてはこの亘理地区は、亘理町の中心商店街

も形成したわけですがけれども、大変残念ながら、役場庁舎がありながら、商店は一つ一つ消えているのが現状でございます。ということは、現在の商業環境が、亶理町としては完全に、モータリゼーションの加速化によりまして変わってきた一つの消散ではないかなと思います。

例えば、私がいる五日町も、今から35年前に商店街の活性化ということで事業を進めたわけですがけれども、結局頓挫いたしまして、現在の形になったと。その際、我々として考えたことは、ここはやがてやっぱり閑静な住宅地以外になるだろうという位置づけを当時いたしたわけでございます。

そんなわけで、昨日の高野議員にもお答えしましたように、商店街としての再生というものはなかなかやっぱり現実的には難しいだろうと。閑静などといいますか、快適な住宅街であるにはどうしたらいいだろうかということだろうと思います。

そういった面で、私自身も今、困っているのは、非常に買い物がちょっと遠くなったかなと、お店屋さんが少ないことによって。特に、コンビニは、いわゆる旧町内には一つもなくなったような状態でございます。そういった点も含めた中で考えていきたいし、それから、例えば集会所がこの中心にはないわけでございます。いろんな各行政区にはそれぞれ、特に今回の震災で建設されました、例えば災害公営住宅等にもいろんな集会所があるわけですがけれども、この近くにはないわけで。

きのうもお答えしましたように、そういう面で、まず近々に考えられることは、現在ある建物の利活用ということになりますと、産業観光課が入っている庁舎なり、下水道が入っている庁舎、こういった人が集う集会所等の案はどうかなということで、私としては現在そういったことから始めていきたいものと考えています。

この跡地に、きのうも申しあげましたように、建物を建てるということにはやはり慎重に検討した中で進めるべきだと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 確かに、そういった心配事は当然であると思いますが、今回、公共ゾーンに整備を進めるということについて考えていきますと、逢隈地区、荒浜地区、吉田地区は公共ゾーンへの利便性は高まると私も考えます。でも、ここまで長い時間をかけて、これまでの市街地を形成してきたこの地にあって、今後、まず大きな中心施設が移転するということはどういったことかと私なりに分析してみました。昨日、高野議員がお話ししましたような、人の往来が少なくなり、コミュニ

ティーが減少していくと。そしてまた、西部分にいる住民が、東部分の線路を横断して渡って、交通環境が多く変化してしまうというようなこと、裏を返せば交通網を整備しなくてはならないということですね。

3つ目は、施設間の移動に時間がかかるということと、利便性が減少する。また、交流人口が減少して、今、町長が言ったように、近隣商店街の影響、それに伴って商業集積がどんどん生活基盤と含めて東に移転するのではないかと、これくらいの大きなインパクトがあるわけでございます。

これらに対して、きのうのお話にありましたとおり、人口の25%、1万2,000人ほどの人口の亘理町民が、不安、変化について、非常にどうなっていくのかという意見があります。これらを一つずつ洗い出しをして、やはり町民に説明をして、そしてそれを少なくとも軽減するような考え方を持つということが大切ではないかと思えます。

やはり、これらの不安要素を洗い出すということが今後、町民に求められる説明責任かなと思うわけですが、この件についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1つは、今、議員のおっしゃったように、人が集うような場所、そういった面も当然選択肢の中に、今度の跡地利用の中では入れるべきだと思っておりますし、私自身も昨年、札幌に行きまして、ある福祉施設を見ましたら、非常に多くの方々が集いまして、非常に有効に時間をつくっているということでございます。

今回の場合、行政の中心の役場が一応、公共ゾーンに行くということでございますけれども、それについてのいろいろ出ています、いわゆる今センターでやっているような業務がもし必要であれば、この地、あるいはまた中央公民館もあるわけですし、今言ったような庁舎も残るわけですから、当面はそういったことで活用していけるのかなと思っております。

いずれにしても、もう少しやっぱりここはまず、現在、実施設計している新役場庁舎、それから保健福祉センター、これらが第一、それからその次に跡地をどうするかということについては、何度も申し上げますけれども、みんなが集うような、そういった場所になればとは思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そして、今後新しいまちづくりを進める上で、昨日、高野 進議

員の質問に先ほどもお答えなされましたが、閑静な住宅街になると述べられております。私は、それではよいとは思わないわけであります。総合発展計画にも、持続可能な町の基盤づくりとございまして、これまでも中心市街地の活性化のために諸施策を講じてきたということもございまして、閑静な住宅街も一つのまちづくりではあると思いますが、それらの整合性というものも当然出てくるのではないかと私も考えます。

そして、こういった施設になるかはわかりませんが、町民からも親しまれる施設が必要ではないかと思われまます。

公共ゾーン整備と跡地等の活用計画は、今後のまちづくりに本当に大きな影響を私は与えると思います。したがって、跡地を単独で議論するのではなく、影響も含めた公共ゾーンと集約される施設との関係において、中・長期的で総合的なまちづくりの計画を対策として策定しなければならないと思います。

仙台市につきましては、新庁舎建設に伴い、せんだって、跡地利用計画の策定を行うと既に発表しております。計画は、町民、企業や団体に対する動機づけ、もしくは影響力になっていくわけでございます。誘導施策になります。

そのために、計画は建設まで早期に示していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、その件につきましては、慎重ながらも、鋭意、スピードを持って取り組んでまいりたいと、そのように思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それと、先ほど第五次総合発展計画ということでございましたが、公共ゾーン整備計画の中には、この跡地利用計画というものが当然記載されていると思っていましたら、そういった記述等の計画はなされていないわけでございます。総合計画については、5年ごとのローリングということで、平成28年度から1年経過しておりますが、今後4年間ということになりますと、役場庁舎が建設されてしまうという、タイミング的にはちょっと悪いのかなと思いますが、この件につきまして、総合発展計画の今後見直し、もしくは別枠の計画として策定していくのか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 第五次総合発展計画の件でございますけれども、集約する施設の利活用の全体計画につきましては、今後の将来的なまちづくりを含めたビジョンとして、後期計画等に反映させていきたいと思っております。

それから、今、議員がおっしゃいましたように、閑静な住宅地と言いましたけれども、いわゆる快適な住宅地というよりも、むしろここは……むしろというよりもさらに、これからいわゆる交流人口を図っていこうというような、一つの町の方針でもありますし、皆さんの方針でもあるわけですが、やっぱり類いまれなとか、長い間、本当に江戸時代からのつき合ってきた町並みなんですね。これらを、今後は再発見していくとか、それらを踏まえた中でのまちづくりというものは非常に大事になってくると思います。

我々、意外に気づいていなかったんですけども、この町の名称から始まって、道路の取りつけにしましても、非常に価値のあるものだなと思っております。これらも踏まえた中での、この地区のまちづくりを考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後になりますが、かつて亘理中学校が移転しました。そのときに、商工関係者から、やっぱり町が空洞化していくのではないかと反対の声が上がって、合意形成の後に、今現在地に移転していったという経緯があります。

これまでは、役場周辺は、人、物、情報の集積拠点であったわけです。つまり、コミュニティーの中心地として、歴史的にも今、町長が述べられたとおり、亘理町の中核として発展してきた場所でもあります。中心市街地として、新たな公共ゾーンとの連携も含めて、町民が求めるものを広くこれから聞いて、その意見を反映していくということは大切になってくるのではないかと思います。

この活用計画等に、どのように町民の意見等を反映していくというお考えなのか、その手法についてもお聞かせいただければと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど冒頭に申しましたように、今、庁舎内で検討しているところでございますけれども、その結果を踏まえた中で、こういった形の協議会なり、あるいは皆様のご意見を聴取するにはこういった方法がいいのか、それもあわせて検討してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 希望のある新たなまちづくり計画を期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

2 番目です。

亘理神社の都市公園・史跡の整備についてですが、亘理神社に併設されている都市公園である旧館公園施設が老朽化し、また伊達成実公などの史跡環境が悪化しております。由緒ある亘理神社の公園、史跡について、次の質問を行います。

1 番、都市公園と史跡について、観光振興と学びの場として広く活用するため、再整備を行うべきではないか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亘理神社は、亘理伊達家が始めた、亘理要害があった場所に建てられております。そのため、遺跡として貴重な土地であることは、町内外を問わず多くの人が認めているところであります。

これまで、亘理神社境内内に説明板や標柱を立てて、亘理要害や亘理神社への理解を深めるようにし、境内の案内を求められたときには郷土資料館の学芸員が案内するなど、周知を図っております。

まずは、亘理要害の跡地である亘理神社を広く知ってもらい、理解を深めてもらうことが最も大切であり、老朽化した説明板の取りかえを進めたいと考えております。

旧館公園につきましては、都市公園法に基づく都市公園の街区公園として位置づけており、休養施設や遊戯施設を設置しております。由緒ある施設で、祭り等も開催されていることから、多くの方々が訪れる公園でもあり、施設の老朽化に伴い、遊具等の修繕を定期的に行っております。

また、神社仏閣を訪ね歩く史跡めぐりは、古くからある観光メニューの一つとして、日本人だけでなく外国人にも人気があり、現在話題となっているインバウンドにも対応できるものと考えられます。

亘理神社についても、亘理伊達家を語る上で重要な施設であるとともに、亘理町の観光資源としても大いに魅力あるものと考えております。

現在、検討している町内観光周遊ルートにも取り入れていく予定となっておりますので、神社を含めた周辺整備につきましては、関係部署と連絡を取りながら進めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そのとおりであると思いますが、亙理神社の現状を見ますと、非常に現況は悪化していると言わざるを得ません。正面から、野外ステージ、トイレ施設、それと柵が老朽化して、そしてその奥に行きますと、噴水つきの池は使われておりませんで、その枯木が山積していると。

そして、伊達成実公の碑が草などで汚れまして、それとその後ろに佐藤桃園の碑が倒れかかっているのです。東のほうに20度くらい倒れかかって非常に危険である。また、その奥に戊辰の役の看板が脱落して倒れているわけです。園路、遊歩道が、草が生い茂って、非常に風紀上、環境上よろしくないわけなんですね。それと、戊辰の役の脇に日露戦争の忠魂碑、そして太平洋戦争の慰霊碑と、非常に荒れている状況であるということでもあります。

これまで、亙理神社は町のよりどころとして大変、人に愛されてきた場所なのでございますが、亙理町都市公園条例第2条の3の公園の配置及び規模の基準とございますが、都市公園としての亙理神社の設置目的を、まずお聞きしたいと思います。

そしてまた、あの場所の宗教施設以外の場所が都市公園施設として指定されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亙理神社の都市公園、史跡につきましては、生涯学習課、商工観光課、都市建設課が関係部署としてあるわけなんですけれども、都市建設課長より答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、亙理神社と旧館公園の都市計画法上の街区公園としての設置等について説明させていただきますけれども、昭和47年4月20日に都市計画公園の決定をして、告示をしたということで、49年4月1日から供用を開始しております。街区公園としては6,411平米ということで、都市公園としては下の段の池の部分、それからのり面、それから先ほど議員のおっしゃった上の段の遊具、それから奥の、確かにご指摘のある池の周辺ぐらいまでが都市公園ということで、6,411平米を告示しております。

亙理神社全体の敷地面積は、県道ののり面まで含めまして1万4,000平米ほどございます。そのうち6,411平米を、当初は児童遊具の設置なども行いましたので、

児童公園として設置いたしまして、その後、街区公園の域という形で指定しております。

確かに、議員のおっしゃるとおり、先ほどご指摘のありました上の段の池の周辺のベンチ等が老朽化しているということも認識しておりますので、先ほど町長の答弁にありましたとおり、年次的にといいますか、その辺のところを、修繕を手がけていきたいと思っております。

ただ、やはり宗教的部分については除かれているということで、敷地的には亙理神社の土地を告示する前に使用貸借して、現在5年ごとの契約を結んでいるという状況でございます。都市公園的には、そういった形で説明させていただきます。

それから、文化財的な関係については生涯学習課長から説明します。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 文化財のほうでございますが、戊辰の碑については公園の外の部分に建っているものでございますが、これについては戊辰戦争を伝えるということで、文化遺産として、この立て看板等も、案内板、文化財班でこちらを設置している状態でございます。こちらの現場も見ておりまして、平成29年度の予算で、戊辰の碑の案内板を新しく設置するという予定になっております。

それから、もう一つ、下のほうの公園内にあります内堀跡の案内板でございますが、これもかなり老朽化しておりますので、これについては、本年度中にできるものであれば、こちらも立てかえをしたいと考えております。

それと、いろんな歌碑があるわけでございますが、歌碑の関係については、こちら文化財というわけではございません。そして、先ほど議員がおっしゃった歌碑などの関係につきましては、昨年夏に一般の方からもご指摘があつて、状況を確認しまして、亙理神社の三品さんのところに行って、説明をし、こちらの修理方法とか、どのようにということでのあれで、わかる範囲でお話をしているということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 全体的に、斜面の下ではなくて上のほうの施設等ですか、それと掲示板等の状況を見ますと、池から西側のほうが環境が悪化しているわけなんです。あの辺が、史跡としてやっぱり整備していく必要がある場所でもあるわけなんです

が、あの中に日清戦争の忠魂碑と太平洋戦争の慰霊碑がございます。日露戦争については120年前、太平洋戦争については71年前というようなことですが、これらについては史跡としてお考えなんですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 先ほど言った戊辰の碑については、亙理のことを語る上でも必要なので、文化遺産ということで考えておりますが、こちら今、議員がおっしゃった太平洋戦争、それから日清・日露戦争の関係につきましては、亙理町の亙理地区でしょうか、遺族会の方がこちらを清掃や手入れなどをしているという状況でございますので、現在のところは、文化的なものとはこちらでは考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 現状では、ちょうど一式といったらおかしいですけども、あそこに順番よく並べられている場所でもありますので、やはりそれなりの清掃等も含めた整備が私は必要なのではないかと思えます。

それで、次の質問ですけども、亙理神社につきましては伊達成実公の居城跡として、御館として町民に愛されて、公園として広く利用されてきた場所であるということはお案内のとおりでございます。

4月からは、ホテル佐勤がわたり温泉島の海で営業を始めるわけでございます。

そして、県道脇に看板が設置されておりました。亙理城址、仙台伊達藩、戊辰戦争終結の地という看板がございました。これはどういったことなのかとお聞きしましたら、商工会で設置したということで、お話を聞きに行きましたら、丸谷会長がいらっしゃって、お話を聞いてきました。これはどういういわれで設置したかといいますと、亙理町の観光に資するために、少しでもお客さんが来ていただければいいという思いから、観光振興のために昨年10月に設置したとおっしゃっていました。

亙理神社は、大切な歴史・文化資源であると思えます。齋藤町長は常々、亙理の歴史はすばらしいと、最大限生かしていくと述べられております。

先日、説明があった町都市計画マスタープランにおいても、緑の方針、都市公園における歴史・観光資源としての史跡公園の環境整備が大きく位置づけられておるわけでございます。

こういったことから、亙理町の中心商店街に人を呼び込むという意味合いも考え

まして、町民の憩いの場としての思い切った整備、温泉と連携した、あわせた観光ルートを強く進められたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 観光ルートにつきましては、先ほども申し上げましたように、現在作成中ということで、私も報告を受けています。

商工観光課長から、経過について説明申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 観光ルートにつきましては、神社仏閣等を含めた、亶理町全体で地区を分けまして、例えば荒浜地区、逢隈地区、吉田地区、亶理地区と分けまして、それぞれルートを今、検討しているところでございます。もちろん、その中には亶理神社は中心的な役割として入っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後の質問であります、亶理町の観光キャラクター「わたりん」が生まれました。町の観光宣伝に今、一生懸命頑張っているわけですが、モチーフは伊達成実公ということになります。「わたりん」は知られても伊達成実公のイメージが弱いような、私は気がいたします。

宮城県観光キャンペーン協議会で行っている「むすび丸」があります。豊かな食と文化に恵まれた宮城をおにぎりで表現したということですが、村井知事はこんなことをおっしゃっていました。さすがに伊達政宗というお名前をつけることははばかったと。やっぱり、おにぎりの姿形をしているということから「むすび丸」という名称を選んだということをお話ししておりましたが、「むすび丸」は誰でも伊達政宗というイメージをもう定着しているというキャラクターになっています。

第五次総合発展計画には、「山と川、里と海を人と時代でつなぐミチ、歴史と文化と観光をつなぐまちづくり」が示されています。

町長に提案があります。公園内に伊達成実公の銅像をつくって、いところしのび、銅像を設置してはどうかというようなことです。仙台市の青葉城址の伊達政宗騎馬像、そして白石の片倉小十郎の居城であった白石城の復元とあわせて、観光PRに大きな力が発揮できるのではないかと思います、そして多くの人を訪れるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の銅像の件については、ご提案として、貴重なご意見として受けとめておきたいと思います。

おっしゃるとおり、亶理町の歴史というものは非常に素晴らしいものがありますけれども、まずもってそれを町民、我々一人一人がもう少しやっぱり勉強するというか、意識するというか、ここから始まりではないかなと思います。

亶理の歴史は、いつも申し上げますけれども、恐らく奈良時代から始まるのかなと思っていますから、成実もそうですし、その後の伊達に行った邦成公もそうですし、その前の、この間、議会でも佐藤議員から出ました経清もそうでございますから、歴史上の人物にもっとやっぱり我々としては光を当てて、交流人口の拡大につなげていきたいものだなと。そういった機会も、いろんなツールを使ってやりたいと思いますし、今の銅像も一つの提案だということで受けとめておきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 以上で、私の質問を終了させていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

次に、13番、百井いと子議員、登壇。

〔13番 百 井 いと子 君 登壇〕

1 3 番（百井いと子君） 13番、百井いと子です。

私からは、亶理町の観光振興策全般についてお伺いいたします。

亶理町都市計画マスタープランによれば、亶理町の現状は、震災以降、人口減少が急激に進んでおり、社人研、国立社会保障・人口問題研究所の予想では、平成27年の人口3万2,493人が、平成52年には約2万7,000人まで減少するというショッキングな見通しとなっております。

国は、このような現状を打破するため、地域活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯どめをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指し、総合的な政策の推進を図るべく、全国の都道府県及び市町村各自治体に対し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を求めています。

このような課題を克服するための一つの手段として、観光交流人口の増加を図

ることが考えられます。観光振興においては、旅行、宿泊、交通、飲食、食材などの幅広いビジネスが期待され、それに伴い仕事も増加することで亘理町の活性化が見込まれます。そのためには、観光振興の取り組みをなお一層強化していくことが重要であると考えられます。

そこで、1点目の質問をいたします。

「みやぎ県南浜街道誘客促進事業」についてでございます。平成28年5月18日の河北新報によれば、国は被災地の地方創生事業として、地方創生加速化交付金の配分を決定したとあります。その中で、亘理町は「みやぎ県南浜街道誘客促進事業」を、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の広域連携事業として立ち上げたとありますが、具体的にはどのような事業かお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 名取市、岩沼市、亘理町、山元町で構成される名亘地区は、古くから陸前浜街道沿いの町として発展するなど、歴史的にも文化的にもつながりがありまして、現在は「みやぎ県南浜街道エリア」と称しております。

今回の事業は、議員さんのおっしゃいましたように、地方創生加速化交付金を活用したものであります。本エリア内に点在する観光資源等を周遊ルートとして線で結び、モニターツアーの実施やパンフレット、ポスターの作成、映像制作、情報誌への掲載等によりまして、集中的にプロモーション活動を実施することで知名度向上を図り、県南浜街道をブランドとして確立することを目的としております。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） この事業の主な目的というものは、被災した2市2町が歴史資源と食資源をもとに広域的な観光客の呼び込みを図り、観光交流人口の増加につなげようとする事業であると私は考えておりますが、現在の進捗状況はどこまで進んでいるのですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この事業の進捗状況としては、初めにワークショップを昨年9月から11月までの間、計5回開催しております。それで、周遊ルートを作成し、1月中にはそれに基づいたモニターツアーを、旅行会社向けのものやブロガー向けのものに分けて実施しております。

次に、県南浜街道のパンフレットの作成につきましては、取材、撮影は完了いた

しまして、現在、編集・校正作業を行っているところであります。また、パンフレット電子版も計画しており、3月末には完成する予定となっております。

次に、プロモーション活動として、映像制作については、ドローンも活用した撮影を実施し、現在、編集作業を行っているところであり、完成品はJR駅構内や自動車学校の待合室でも放映される予定となっております。

また、情報誌への掲載でございますけれども、「トランヴェール」「K a p p o」「S - s t y l e」の3誌の紙面を活用し、PRを図っているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 私も、ウェブ検索を試みたんですね。そうしたら、ウェブ検索の結果、名亘地場産業振興協議会というのがありまして、名物グルメの紹介とか、歴史、ロマンに触れる旅、今の町長がおっしゃったことは、その中の一つだと思います。それらのモデルコースも紹介しておりますが、その中の一つのコースとして、岩沼の竹駒神社を最初に参拝し、次に名取熊野三社をめぐり、亘理の大雄寺、亘理神社と続いておりますが、このコースをめぐるにはどうしても乗り物が必要になると思いますね。その場合、どのような形でこのコースの提供を考えているのか、亘理町としてのご意見をお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 商工観光課長より説明いたします。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ただいまのコースの移動手段でございますけれども、それぞれの町の町民乗り合いバスなどございますので、その利用も考えておりますが、あとはレンタカーとか、亘理町の場合はどうしても、例えば土日の場合は荒浜に行くルートがございませんので、その場合はタクシーを利用させていただくとか、そういった形になろうかと思います。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） それしかないと思うんですけども、それよりもうちちょっとお客様に配慮した乗り物を考えていただきたいなと思います。なぜなら、名取、亘理、山元、それぞれ別にするのか、それとも、一緒の車で普通は回りますよね。そういうことはどのように考えていますか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） このルートにつきましては、皆さんで団体旅行というふうには考えておりません。あくまでもルートの設定でございますので、旅行するお客様は、もちろん団体で来られる方もいらっしゃるでしょうけれども、このごろは個人旅行者が大分ふえておりますので、それぞれの皆さんが自分の目的に合った場所を選定していただいて、移動手段については、確かに亘理町は移動手段が希薄な部分があるかと思えますけれども、それについては今後、例えばレンタサイクルを利用するとか、そういったことも考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） そうすると、団体ではなくて、個人旅行を想定しているということですね。わかりました。

では、また、食と史跡めぐり、私は考えたんですけども、史跡だけではなくて、亘理町にはいろんな有名な食がございますので、食と史跡めぐりを組み合わせたコースも考案してはいかがかなと考えますが、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 食は、どの町にとっても大変有効な手段だと思っておりますので、食とプラス、文化だけでなく、歴史、それぞれいろんなものを組み合わせていけるのではないかと考えております。必ず、お客様、半日なり1日なり観光にいらっしゃった場合は、どうしても食というものがつきまといますので、そちらを大きくPRしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） わかりました。

この事業を進めることによって、交流人口の拡大につなげるためには、2市2町の観光振興策を密にする必要があると考えます。二、三年で部署が移動する人事システムでは、地域振興のスペシャリストが育ちにくいと私は考えておりますが、この点に対してはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この事業を進めることで、交流人口をどのぐらい見込んでいるかというご質問だと思うんですけども……（「違う、そこまではまだ言っていませ

ん」「済みません、それでは」の声あり)

議 長 (佐藤 實君) 商工観光課長。

商工観光課長 (齋 義弘君) この事業につきましては、行政が行っているということで、各市・町の担当者、もちろん議員さんがおっしゃるとおり、人事異動というものは避けて通れない問題かと思えます。かといって、スペシャリストを、その職員に求めるということは非常に難しいものがございます。

そういった場合は、民間の方のお力もおかりするようになるかとは思いますが、その担当でいる限り、その仕事をやっていくことは当然でございますし、お客様を呼び込むことが私たちの仕事でございますので、たとえ人がかわりましても、やっていくことに変わりはないと思えます。引き継ぎ等については、十分やっつけけるような、また人事異動があることによって、今までなかったことが新たに生まれるのではないかと思います。

以上でございます。

議 長 (佐藤 實君) 百井いと子議員。

1 3 番 (百井いと子君) 私は、なるべくでしたら地域振興のスペシャリストを育ててもらいたいなと思いましたので、こういう話をいたしました。

次に、3番目、この事業を持続可能にするため、どの程度、交流人口の拡大を見込んでいるのか。また、その先に亘理町として求めるものは何かをお伺いいたします。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) この事業を申請するに当たって上げた指標値につきましては、平成26年度の観光入り込み数の5%増加を目標としておりまして、数字で言いますと、約2万5,000人の増加を見込んでおります。

議 長 (佐藤 實君) 百井いと子議員。

1 3 番 (百井いと子君) 今の町長のお答えによりますと、5%、2万5,800人の増加ということでございますが、この5%というものは、どのような観点からこの数字を入れたのでしょうか。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 平成26年度を基準としたわけですがけれども、26年度は49万6,000人と入り込み数をはじいております。したがって、その5%ということになりま

すと、52万800人が数字になろうかと思っております。

震災前の亶理町の入り込み数というものは、私の記憶ではたしか80万人だったのではないかなと思って見ているのですけれども。（「90」の声あり）90、失礼しました。議員さんから教えていただきまして、90万人ということですが、最終的には、やっぱりそれ以上に、100万人以上の見込みをやっていきたいなどは思っております。

とりあえず、この事業においては、今、申し上げたとおり5%ということで。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） わかりました。

そうすると、これは年度ごとに5%ずつ上げていくという構想なんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この事業を申請する段階で、26年度の数字を基準としたもので、5%と。これは、各町でそれぞればらばらには決めることができませんので、2市2町全部、全て5%ずつということでの数字を出させていただいております。ですので、52万800人という数字を、事業終了年度を目標という形で設けたんですが、実は27年度の観光客の入り込み数で既に70万3,000人という数字が出ております。これにつきましては、この理由なんです、わたり温泉島の海が再開したことによって、観光客、温泉の利用者がふえたということで、数字が一気に倍増しましたけれども、この数字に対しまして、例えば5%と見込みますと、5%で3万5,150人という数字になりますので、73万8,150人が目標と新たに変わるわけがございます。

ただ、最終的な目標は、震災前の数字に持っていきたいということが実情ですので、これから今後期待されるわたり温泉島の海の指定管理についても大きな影響があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 次の質問に移ります。

県南4市9町にインバウンドを誘致する「日本版DMO」が3月に設立され、丸森に拠点を置くとしています。もちろん、この中に亶理町も入っているわけですが、去る1月12日の河北新報の記事によれば、太見社長は県南の魅力を、温泉あり、食

あり、田園風景あり、神社仏閣あり、まさに日本の伝統文化が凝縮した「コンパクトジャパン」と表したとあります。

そこで、質問いたします。

亘理町におけるインバウンド誘致の眼目は何か。また、町としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 訪日観光客、いわゆるインバウンドに関連する市場は、現在の日本における最大成長産業とも言われております。昨年10月までの統計で、全国で年間2,000万人が訪日し、消費額も3.5兆円を超え、過去最高となる見込みと言われております。残念なことに、我が東北地方においては、日本全体の約1.5%にとどまっております。出おくれは際立っているように見られますけれども、我々のこの東北地方の秘めたポテンシャルにつきましては他の地域に劣るものではなく、現在、我が宮城県を中心にインバウンド対策が講じられているところであります。

そこで、今回、宮城県南部のインバウンド観光を地域が連携して推進すべく、一般社団法人「宮城インバウンドDMO」が今月設立される予定となっており、先立ちまして、2月9日に県南4市9町の首長により構成される「宮城インバウンドDMO推進協議会」が設立されました。この組織は、この地域におけるインバウンドに対するビジョンや戦略をインバウンドDMOに提示するためのもので、現在、丸森町が事務局となって事業推進を図っているところであります。

亘理町においても、現在、丸森町と連携して、滞在コンテンツ充実・強化業務を実施しておりますが、その中で、東北大学の外国人留学生によるモニターツアーや、それに基づいたワークショップなどを実施し、現在、1泊2日の滞在プランや半日プランづくりを進めているところであります。

インバウンド観光においては、これまでの行政が持つ観光イメージとは異なり、何が観光につながるか、何に興味を持つかということへの発想を広げていかなければならないと思っています。

いずれにしても、亘理町は、皆さん、何度もおっしゃっておりますけれども、海、川、山、田園風景、そして温泉、歴史など観光資源に大変恵まれておりますので、この材料をいかに料理していくかと、そして提供していくかという試行錯誤を現在しているわけがございますけれども、そういう面では今後とも大きな期待が持たれ

ると考えております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） モニターツアーを実施したということでございましたが、私も個人的に、亶理のインバウンドは可能かなということで、去年、28年10月30日、黒森山・四方山登山お楽しみ会というものに、宮城大学の大学院留学生とともに参加して、それでモニターツアーを実施したわけですがけれども、留学生からは大変すばらしいと、亶理町はこんなすばらしい町だったのかと。留学生というのは、アパートと、それから大学くらいしか行ったり来たりしていないんですね。それで、運動不足もありますし、自然景観、亶理にお連れしたら、すごいいいところだと、亶理を第2のふるさとにしたいくらいだという話も承りました。

それで、亶理をもっともっと、やっぱり発信していかなければいけないのではないかなと思いました。そのぐらい喜んでいただけるものなんですね。

それでは、次の質問に移ります。

「観光振興ビジョン策定」はどこまで進んでいるのかということなんですが、昨年3月の一般質問で、「他地域との差別化を図るため、地域資源の明確化や情報の収集、活用、観光客の実態や観光目的の把握などが考えられます。亶理独自の観光計画立案に向け、観光振興ビジョンを作成すべきであると考えられるが、いかがか」という質問をいたしました。それに対する町長の答弁は、「本町においても、地域活性化の重要な方策として観光振興を検討する必要が高まっており、亶理らしさを十分に発信できる観光振興ビジョンを早急に策定していきます」ということでした。

そこで、お伺いいたします。

観光振興ビジョンの策定は、どこまで進んでいるでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 観光ビジョン策定につきましては、現在、町内の観光資源の発掘と磨き上げを行っているところであり、先ほども申し上げましたとおり、「みやぎ県南浜街道エリア」や「宮城インバウンドDMO」との連携をとりながら、亶理町の観光振興に向けて検討しているところであります。

また、亶理町の観光拠点でありますわたり温泉島の海の指定管理による運営や、震災復興事業による施設等の整備も大きくかかわってまいりますので、状況を見据

えながら作成していきたいと、現在進行中であるということを申し添えたいと思います。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 亶理町における観光振興ビジョンの策定をすることで、他の地域とは全く違う地域性を見出すことができると私も考えております。例えば、NHKの大河ドラマで放映された「炎立つ」に最初に登場する藤原経清は、亶理権大夫でありましたが、逢隈神宮寺で幼少時を過ごしたとされています。経清はもちろん、平泉に中尊寺を建立、奥州藤原氏の祖となった藤原清衡の父親であります。

また、江戸初期の豪商、河村瑞賢は幕府から城米輸送を任せられ、荒浜、武者家に30日ほど滞在し、東回り航路を開拓したとあります。

そのほかにも、日本や東北の歴史の中で、亶理は重要な位置づけにあったと思われます。それを示す史跡が各所に残っております。

それと連動した形で、歴史や地域性を生かしたオリジナルの食があります。

国が推進する観光振興政策と呼応していくためにも、観光ビジョンの作成は、その効用において、交流人口がふえ、地元が注目されることにより、地元住民の地域の見直し、郷土意識の高まりが期待できます。

何より、私たち亶理町の住民に観光振興ビジョンを示すことで、ここ亶理町は日本の歴史に誇れる地域であるということを認識していただくことが最も重要なことなのではないでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員のおっしゃる全くそのとおりでございます。

私の基本的な考え方も、まずやはりインバウンドはさることながら、亶理町に来ていただくためには、亶理の町民が自分の町に誇りを持つというか、すばらしいところだなと思ってもらうことが一番だと思います。それには、景観もそうですし、歴史もそうですし、食べ物もそう、全てにわたって亶理町民の方々が、自分の町はすばらしい町だなと思うことが一番大事なことだと思います。

これによって、初めて、お祭りでもそうなんですけれども、よく私は申し上げるのですが、何で「ねぶた祭り」に人が集まるか、何で徳島の「阿波おどり」に集まるかという、やっている方々が非常に生き生きとしてやっているから集まるんだと。この亶理町が、自分の土地のすばらしさをもう十分に認識していたならば、こ

れは一番の基本になってこようかと思えます。

まず、この点から、やはり作成に当たっても取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 今後、地域観光を考える上で最も重要なことは、持続的発展が可能な観光地づくりを考察していくことであると考えております。そのためには、住民の持続的満足と、今、町長がおっしゃったことと同じことなんですけれども、来訪者の持続的満足を維持し、向上させていくことを目指さなければならないと私も考えます。亘理の個性を観光の魅力とする観光振興によるまちづくりに向けて、国の施策を踏まえながら、今後、取り入れるべき観光メニューを考察していくことが最も重要な課題であると考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） これをもって百井いと子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分とします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問をとり行います。

次に、1番、鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木高行君 登壇〕

1番（鈴木高行君） 1番、鈴木高行です。

私は、わたり温泉鳥の海と、そして災害時の避難対策の2問について質問いたしますので、当局の明快な答弁をお願いいたします。

初めに、多分、皆さんで検討された答弁書が町長の前にあると思いますけれども、ちょっと町長に聞きたいことがあるんですね。昨年9月、町長で、わたり温泉鳥の海はホテル佐勘が経営するというような情報を、我々議会にも、町民にも、そして新聞にも大きく報道されたと思います。多分、そのとおりだと思いますね、町民にも出されるのは。それを、町長は9月の当時に、今の経営体でなくて、ホテル佐勘の名前でわたり温泉鳥の海を運営、管理、経営すると感じたとき、町長はどのようなイメージで、わたり温泉が、佐勘さんが運営管理するのかなというよ

うな、どのようなイメージを感じましたか。9月の時点で。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 震災前の経営について、わたり温泉島の海、なかなかやっぱり大変な場面がありました。震災後、入浴から再開したわけですがけれども、全ての機能といますか、そこで持っている宿泊、それから食事、そういったものを全てということになりますと、なかなか直営でやることは大変だなということで、やはりこれはもう経験を持ったところをお願いすることが一番ベターかなという考え方になったと。いわゆる、公設民営的な考え方での発想の中で取り組んだと、そういった経過でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員に申し上げます。ただいまの発言は、通告外になります。最初からそれを入れて通告しておけば、通告外とは申しませんが、一応注意していただきたいと思います。

続いて、鈴木高行議員、質問を許可します。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） いや、通告外と今、議長が言ったけれども、運営と管理と、大きな設定項目があります。ここにね、一番初めの項目の1点目に。そのとき、当時の考え方で指定管理者でなくて、そのときはまだ指定管理者制度は出ておりませんでした、我々に言われたときは。そのときは、当局側は、ホテル佐勘を代理としてそこを運営させると。そういうもので、我々も、ああよかったなというような思いを持ちました。多分、町民もそうだと思います。新聞に載っても、町民の方々はそうだと思います。それを決定したのは町長だと思います。

だから、その当時の決定した町長の考えは、わたり温泉のイメージはどのようになるんですかと、それを聞いたんです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） イメージということと、そのように申しました。その後、商工観光課長に指示しまして、具体的に、現在の縛りの中でどういった方法があるかということを検討させた結果が、指定管理者制度が一番ベターですねということで、この方式を取り入れたと、そういった経過があります。

その経過につきまして、商工観光課長より説明させます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ただいまの指定管理に至った経緯につきましては、前回、全

員協議会でも説明させていただいたとおりでございます。あの施設は、町の行政財産ということで、貸し出すことができないということ……（「ちょっと待って。まだそこまで言っていないです」の声あり）はい。よろしいでしょうか。（「そこまで質問していないです」の声あり）

議長（佐藤 實君） では、もとに戻すんですね。（「はい」の声あり）

1 番から始めます。

- 1 番（鈴木高行君） だから、町長に聞いたことは、今、齋課長でなくて、私が聞きたいことは、ホテル佐勘が鳥の海温泉を経営するとなれば、秋保温泉のホテル佐勘のミニ版の鳥の海がなるようなイメージを持ったのか、それとも前のように、年配者、年寄りの客が温泉、鳥の海に来て、入浴を中心にした営業で、ホテル佐勘が営業するのかと、そのようなイメージはどのようなイメージになったんですかと聞いただけです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは前にも申したと思いますけれども、私は前に中央卸売市場におりました。中央卸売市場では、本来であれば、きのうも申したと思いますけれども、仙台市が運営をすべきであります。これは、生鮮食品の市民に安定供給という政策があるということです。しかしながら、それを民間に委託しているということです。そのために、あの市場については最大で2,300億までやりました。これは、市直接であれば恐らく1,000億円ちょっとぐらいだと思います。そのぐらいの差があるはずでございます。

そういった経験をした上で、その機能を最大限に発揮してもらうには、やはり民間にお願いすべきだろうなということで、そのような中で最もふさわしいところということで選ばせていただいたと、そういう経緯があります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） だから、河北新報に発表された記事の内容を見ると、私が想像した分、多分、町民も想像したのはそうだと思いますけれども、ああ、ホテル佐勘が鳥の海を経営して、秋保のホテル佐勘のミニ版のようなものが荒浜にできて、立派な鳥の海が再開されるんだろうなという、私はイメージを持ったんですね。前のように、入浴客だけがある程度の主体の温泉、鳥の海経営ではなくて、ある程度お客さんも入る、売店もある、本当に、佐勘に何回か行ったことがありますけれども、

あのミニ版が亘理に移るのかなど、そういう見解で、民間のノウハウがそこに移ってきて経営するのと、私はそういうイメージを持った。多分、町長もそういうイメージを持ったのではないですか。ここに佐勘を入れるということは。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 商売は、その場所、そのとき、その時間によってさまざまだと思います。例えば、佐勘さんはインバウンド向けの安いホテルも今回やっていますよね。それから、1つは松島には「松庵」というまた別な形のホテル経営もしています。それから、現在の本拠の秋保はあのおりでございますけれども、それも「伝承千年」と言われるだけに、少なくとも10年前と全く違う経営方法をとっているようでございます。それが、民間のいわゆる柔軟に対応できる一番のいいところでございます。

したがって、わたり温泉島の海も、恐らくはそういった方法、その機能を一番、最も引き出してもらえる、そういった方法で経営してもらえないかなというのが私の眼目でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員に申し上げます。（「だから、私は……」の声あり）早速、議題に、自分の質問に対して、質問をしてください。

1 番（鈴木高行君） だから、私はそれを聞きたくて、初めに入ったんです。要するに、町民の要望というものは、わたり温泉の運営管理のことですから。スムーズな、魅力のあるわたり温泉島の海になるためには、やっぱりブランドのあるホテル佐勘のようなものが亘理に来て営業してもらえれば最高だなと。それが途中で変わったということになったけれども、当初の考え方は誰しもあるようなイメージを持って、わたり温泉島の海を想像したと思いますよ。それが変わった、今から質問に入りますけれどもね。

では、1点目に入りますけれども、指定管理制度によるわたり温泉島の海が運営されると。これは、我々には1月24日、全員協議会か何かで商工観光課長から説明があった。それ以前のことは、議会には報告がなかったと。その間、当局では多分、いつ県からの指導があったかわかりませんが、9月の時点の新聞発表の内容を見て、では行政財産だから、賃貸による営業はあれだなというような形になったか、それをもって管理指定委員会に10月にかけて、その結果を町長に報告して、町長は10月末に了解したというような話は聞いたけれども、我々のところにはそうい

う話は全然ない。町民も知らなかった。そういうことと、今までの経緯がそうだと思います。

その中で、今度4月からホテル佐勘と指定管理者制度、それは先日の議会で、ホテル佐勘が指定管理先になったけれども、その間との委託契約、大変いろいろな条項があると思います、委託管理契約ですから、取り決めというものは。どのような内容の委託契約を結んだのか。それをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 指定管理者制度については、行政処分の一つであるため、業務委託とは異なり、契約ではなく協定を締結することになるかと思えます。

主な内容としては、業務の範囲、施設の維持補修、緊急時の対応、備品等の貸与、指定管理料及び利用料金、損害賠償等について定めることとしております。

現在のところ、指定管理者は施設の利用料金を収入とし、町からは指定管理料を支払わないものとする予定です。また、指定管理者が町に対して支払う納付金につきましては、毎年取り交わす年度協定で定めるものとし、そのように予定をしております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 何か今の答弁で見ると、余りにも簡単過ぎる。ちょっと私は頭が悪いからわからないけれども、記載しなかったらわからないんですけども、やっぱりあれぐらいの営業権のあるものと、営業する側、預ける側、その契約で、今の何か五、六項目ですよ。その内容で、指定管理者としての契約協定……協定でも契約でも同じですけども、約束事ですから。

それを結ぶということは、我々に対しての責任として、それと町民に対する責任として、管理責任、そこで何かあったときの責任、営業収入はホテル佐勘の収入だ、利用料は。あとは、納付金は年度ごとに決めるというような簡単に話を聞いたんですけども、そういう協定契約というものは、それでいいのでしょうか。皆さん、納得すると思いますか。

営業収入がどのぐらいあるかわかりませんが、実際の話、それを出来高によって収入で納めてもらうと。営業収入なんていうものは、民間の場合、損益計算とかいろいろやれば、人件費の割り増しとかいろんなものを割り増しすれば、純益なんていうものはよくよく抑えられることもできるし、そんなものはやり方によっ

ては幾らでもできるんですよ。ただ、ここは監査対象にもなるんですか、町の。

(「何の対象」の声あり) 監査の対象に。委託先は。

議長(佐藤 實君) 商工観光課長。

商工観光課長(齋 義弘君) まず、監査対象にはなりません、町の施設です。

それから、協定書につきましては、先ほどの答弁の中ではかいつまんで主なものを説明したのみでございます。協定書につきましては、数ページにわたって各細かい項目を結ぶような形になります。これが、いわゆる契約書のかわりになりますので。ただ、これにつきましては、まだ締結をしておりませんので、この間、先日、指定管理者としてホテル佐勘が認めていただいたものでございますので、実際の協定につきましてはこれからでございます。

議長(佐藤 實君) 鈴木高行議員。

- 1 番(鈴木高行君) 契約書の内容は簡単のようですが、多分この協定契約書を結ぶ前に、もう10月あたりからホテル佐勘との、委託先として決定しているんだから、ホテル佐勘との協議は何回となくやっていると思います。何回協議して、どのような内容をホテル佐勘と委託するために協議した内容はどのようなものだったのか。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(齋藤 貞君) 接触は当然やっておりますけれども、主は商工観光課長より今までの経緯について説明したいと思います。

議長(佐藤 實君) 商工観光課長。

商工観光課長(齋 義弘君) 佐勘との回数につきましては、今、ここに何回という数字は持っていませんけれども、2週間に1回とか、県の補助金の関係もございましたので、その際はもう1週間に二、三回会って打ち合わせをしたり、現在もそのような形で行っているところでございますけれども、協定についてのどのようなことを話し合ったかといいますと、もちろん今後の運営とかも、実際細かい部分になりますので、そういったことを話し合っているところでございます。

今後、例えば修繕とかをどのような、どちらが持つのかとか、そういったものもこの内容に含まれております。

以上でございます。

議長(佐藤 實君) 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） いろいろ協議の中で、ホテル佐勘側から町にどのような要求、要望、意見等がありましたか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ホテル佐勘からは、指定管理者として受ける限りは、今回はたまたま3年という期間での最初の協定になりますけれども、できれば長い間、指定管理をさせていただければ、佐勘としても今後、互理町のためにいろんなことが考えられるということで、そういった要望もいただいております。

それから、先ほど言った修繕の関係も、大規模な修繕についてはどのような形になるんですかというようなお話もありましたので、大規模な修繕につきましては町で必ず責任を持って、持つような形になるのではないかとというようなお話もさせていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） その程度ではないと思いますね、私は。多分、1月の臨時会に、わたり温泉島の海の補正予算約1億8,000万円、出しております、可決しましたけれども。それには、国からの補助事業なども取り入れて、キャンプができるような施設の分も補助事業も入っているし、内部改修も入っているし、あとは備品のことも千七、八百万円入っているのかな、備品購入とか。内部のフロント中には、どのような改修をするかわかりませんが、何か売店という話は齋課長から聞いたのだけれども、そのようなものも整備するとかというような内容を見ると、その辺全部は皆、ホテル佐勘からの要望ではないんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） おっしゃるとおり、県に補助申請をする段階で、町の施設ですけれども、ホテル佐勘が運営する上で、あちらで自由にといいいますか、よりお客さん呼び込めるための施設を目指すわけですので、そのための改修もしくはグラмпینگとかそういったものが必要になってきますので、こういった内容で改修したいという中身を、佐勘との話からいただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） そのとおり、やっぱりホテル佐勘さんはプロなんですよね。自分の使い勝手がいいように施設を改修していったり、使い勝手のいい備品を入れたり、そういうことを必ず要望してくるんです。町からの要望をしても、佐勘は受け入れ

ないと思います。ただ、修繕とか大規模修繕、金のかかる分は亙理町でやってくださいよと、そういうことを協定書の契約の中に織り込んでくる。町にとって、何もいいことがない、実際の話、金の面ではね。

ただ、いいことは、ホテル佐勘の民間としてのすばらしいノウハウを発揮してもらって、温泉島の海が客で満杯になると、そういう本当に将来の期待が我々にはあるということは大変いいことなんですけれども、条件的なことはやっぱり厳しい条件で切磋して、金ばかりでなくて、我々の使うようなものも要求していくことも協定書の中には必要だと思うし、だから補正予算で1億8,000万円、補助がついたからいいと言うけれども、補助もこれはひもつきだからね。いつまでも、もし何かあった場合、補助は返さなければいけないとか、いろいろ出てくるかもしれない。そういう面もあるし。

それと、もう一つ聞きたいことは、指定管理者が、地方自治法244条の2の3項、全面的に委託することができるというような説明を受けたけれども、この中に、施設の利用料金は指定管理者の収入として収受させると。温泉島の海で稼働して、軌道に乗った場合、どのぐらいの収入を見込んで、この収入を島の海で全部いただくかというようなことだと思うんだけど、採算ベースというものは本当にわからないと思うんですね。その採算ベースでもうけを取った残り、町民福祉の向上に当たると、そういうことになると思うんだけど、この指定管理者の収入というものはどのぐらい見ているんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 申しわけありません。

ホテル佐勘からの収支予算ということで計画が出ておりますのが、収入の部で大体1億6,000万円です、当初。それで、支出の部が1億5,000万円ということで、1,100万円ほどの売り上げという形を見込んでおります。その10%という形で最初いただいておりますので、100万円ぐらいのということ、今の時点ではそういった話でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 1億6,000万円というのは、今回4月からでなくて、もし30年度からの想定で、このぐらいのベースで営業すれば1,000万円のプラス純益が出るというような形なのか、それとも29年度の何月から営業するかわからないけれども、そ

れからの換算をして、これぐらいのベースなのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今、申しあげました予算につきましては、ホテル佐勘を指定管理にするときに、募集する場合の要綱の中に事業計画というものがありましたので、その際に出していただいた数字でございます。ちなみに、平成30年度ですと、1億6,600万円の収入で、1億5,500万円ということで、大体1,150万円ぐらいの売り上げを見込んでるということございました。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、29年度はあくまでもランニングというような感じだと思えますけれども、それはランニングというような感じだと今、言ったけれども、私たちにランニングという感じはしなかったのね、説明のときには。全然、当初予算のこの分厚いものがよこされて、特別会計に予算が載っていた。それまでは、私もわからなかった。何で、鳥の海の特別会計に人件費や管理費が載っているのかなと、一切説明はなかったですよ。わかっていたことは、10月にわかっているはずなので、指定管理するということは。そして、臨時会のときも言わない。4月から委託契約をすると、当初予算に載せるなんていうことも、全然我々も皆さんも知らないと思う。

そういう、やっぱり途中、途中において知らせること、当初から運用、委託はしても、運営できないよと、当初予算で、その分は町の予算でランニング運営すると、全然我々わかっていないですよ。それで、今回これを可決してくださいと当初予算書をよこされる。そういう状況……ちょっと答弁してください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私としては、できれば一日も早い開業ということで、課長にも指示はしたのですけれども、一番の要因は、先ほど議員さんのおっしゃったように、県の補助が約九千くらいだったか……（「1億5,000万円」の声あり）全部で1億5,000万円かな。12月24日に決定したんですね、県の補助金が。ですから、それからでございますから、おくれて、それが一番の要因でございます。ですから、まだ工事に着手できていないということでございます。

本来であれば、それがもっと早ければ、既に工事に着手できるわけですがけれども、それと、いわゆる間接補助でお願いできないかなとお願いしたのですけれども、県

は、それはだめだということで現在に至っているわけですがけれども、12月24日に決定したということが一番おくれた要因なのかなということでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） それは、補助事業で整備する費用がつくか、つかないかの決定であって、指定管理者でホテル佐勘にお願いすると決定したのはもっと先、以前のことで。町長に報告があったのは10月でしょう。委員会の終わった後だと思います。そしたら当然、補助事業がある、なしにかかわらず、初めは、手当ては当初予算ですべきでない、管理料か何かで払うべきだと。ただ、12月24日に補助事業の採択が受ければ、その分は補正すればいいのであって、これは待ったからというのは、あんまり私は理由にはしないほうがいいと思いますよ。もう決定権は、町長がちゃんと決めているんだから、以前に、ホテル佐勘と。そして、指定管理者制度も採用すると。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理につきましては、議会の議決を経なければやることできませんので、それについてはこの時期を待っていたといいますか、先ほど町長が言ったように、県の工事の補助金の関係もございましたので、どうしてもこの時期になってしまったということでございます。なるべく、町の貴重な財産、財源を使わないように補助金を申請したということで。さらに、ホテル佐勘に指定管理で委託する上で一番大切なことは、あの施設がちゃんとホテル佐勘で運営できるようにするまで、町で責任を持ってあの建物を修繕し、そして使っていただくということが本来のことではないかと思いました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 齋課長からの報告だけれども、指定管理者の選定について、10月21日1時半から、普通、原則公募とするが、今回の場合は、これまで温泉・ホテル経営の経営権がある事業者に対して事前に声かけをした。ホテル佐勘が運営を引き受けるようになった経緯もあり、非公募で指定委員会にかけて、指定委員会に11月21日に決定したと。その後、町長に報告したというような報告があるわけです。実際に。12月の補助決定までそんな期間ではない、もっと事前に決まっているわけ、こういう報告、文書から見れば。

もうホテル佐勘に決まっているのだから、それにかかる経費は当然4月から組むべきなんですと私は言っている。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） わたり温泉島の海の予算を29年度分、満額とっておりますけれども、それにつきましては、まだホテル佐勘と指定管理を結んでいるわけでもございませんので、その時点では、予算要求するのも、もっと先の話でしたので、次年度分につきましては満額をとらせていただいたということでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） そうしたら、4月1日から指定管理者との委託契約、結ばなくてもいいのではないですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理を4月1日から結ぶということで、この間承認いただきましたけれども、今、議員のおっしゃるとおり、例えば指定管理をおくれて結んでもいいのではないかとということでございますけれども、であれば、4月1日からホテル佐勘が全く入らないわけではございません。指定管理者として、1名の職員をそこに配属し、そして工事の段階からそれを一緒にやりながら、運営の引き継ぎも必要ですし、そういった形で向こうが入ってくるということは間違いありませんので、それを4月1日でなくて、例えば10月とかから指定管理を結ぶということは、町としては考えておりません。4月1日からあくまでも結んで、そこで既に佐勘に入っていて、ただし運営そのものを今の状況でホテル佐勘にすぐ運営してくださいというのは、ちょっと町で無責任ではないかと考えまして、次年度の予算をそのまま計上させていただいている次第でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） なかなか苦しい答弁だと思いますけれども、当初予算の、今回どんと出てきた経緯はなかなか説明できないでしょう。私でも初めて見たんですからね、3月になってから、当初予算が出てきたということ。誰でも、ああ、何だという感じですね。我々は、もう4月から全部、佐勘がやって、予算も何もかにも皆、あっちから人員が来てやれるものだと思っていた。予算についても、皆、前倒しで佐勘がやるものだと思っていたんです。そしたら、この予算書にぼんと出てくるという事態が私は考えられなかった。今までの経緯からいって。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに、議員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、現実的には、今、言ったような、いわゆるおくれが生じてしまったということで、これは移行期間という一つ、認識の仕方をしていただきまして、多少、弾力的な面になるかと思えますけれども、本格的に稼働してもらうまでの間は、従来どおり町の、いわゆる温泉だけの運営になるかと思えます。町が主体になって運営していくと。その間、先ほど課長が答弁しましたように、移行期間については、今後の準備には、職員、佐勘も恐らく張りつけるはずでございますから、移行期間とひとつご理解いただきまして、完全に稼働できるまでは町の運営ということで、予算もぜひ認めていただきたいと、これは私から強く要望したいと思います。

先ほど、議員の話の中で、佐勘の思うとおりといいますか、やっぱり営業というものもう理屈ではいきませんから、やっぱりそれぞれの一つのやり方があるかと思えます。ただ、その相手が信用できるか、できないかの問題だと思います。皆さん、ご案内のように、その場合は、後で申し上げようと思ったんですけども、非常に亘理に対して貢献しようといいますか、入り込みといいますか、思い込みといいますか、これは我々と同じ、あるいはそれ以上のものを持っているなという感じがしています。このところは、相手をぜひ信用していただきたいと思うわけです。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 町長の言うように、誰も佐勘を信用しないと、そういう問題でなくて、ああいうブランドの業者が来てやってもらうのは、我々、本当に期待しているんですよ、実際の話。ただ、その切りかえというものは、説明責任というものは皆さんのところにあるのであって、やってもらうことは大いに結構。どんどん、いい営業をやってもらって、金を稼いでいただいて、全国に、亘理町にホテル佐勘が経営するこういう……規模的には小さいけれども立派な旅館があるよと宣伝してもらうことは大いに結構なんです。そのように、皆さんも応援することが当たり前だと思っています。

だけれども、こういうふうにはぼんとやられると、やっぱりきちんと来る場所もあるんですね、実際の話。

では、ちょっと経費については終わりにしますが、委託契約で、管理責任というか、町とホテル佐勘との営業面、そして施設の管理面、事故補償について、

どのような両方のかかわり方が委託契約の中で確認されているかということを確認します。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後のかかわり方についての考え方ということだと思えますけれども、今回の指定管理者制度による運営の委託については、民間のノウハウを生かした質の高いサービスの提供と管理運営が目的ですので、なるべく指定管理者の自由度を高めたいとは考えておりますが、あくまでわたり温泉鳥の海は町の施設でありますので、設置者としての責任を果たす立場であるので、必要に応じまして指示を行うことも考えております。

また、この施設は町の観光拠点施設でもありますので、施設への誘客だけでなく、ブランド力を活用し、地域全体に対する交流人口の拡大のために協力いただくことも期待しております。

また、先方もそれを望んでおります。いわゆる荒浜地区のみならず、亘理地区全体の力になりたいということも望んでおります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 施設内で何が起こるということは、まだわかりませんが、必ず事故等が起こると思います。今までのわたり温泉鳥の海でも、結構事故があったし、副町長は当時、総支配人としていたのだからわかるんだと思いますけれども、大事故があったはずですよ。それは、中身が幾ら改修してあろうと、安全面の改修というものはなかなか厳しい、金もかかりますし。そういう面で、現状維持の施設でやっぱりやろうとすれば、危険を伴う浴場なんていうものは、4階にある、5階にあるとなればなおさらのことだし、階段でもどのぐらいになっているかわかりませんが、エレベーターであってもストレッチャーが入らないとか、そういう面もあるので、事故というものは必ず伴う。

そのときの瑕疵担保、瑕疵はどちらがあるのかとか、安全面、誘導面で悪かったら佐勘さんとか、設備面、施設面で悪かったら設置者だと、その辺のいろいろな施設の管理面、それと営業面でも、先ほど収入を言ったけれども、収入も小分けにして収入として見るのか、入浴収入、日帰り収入は別途なのか、そのほかの収入も全部ひっくるめて佐勘としての収入なのか。そのうちの10%、純益が上がれば10%なんだと。

中身に内部監査も入ると言ったけれども、どこまで内部監査を入れるかわからないですね。営業面の中まで入れるのか、フロントとかの部分でしか入れないのか。本当に、プロの監察でも入らない限り、損益計算とかいろいろなことはわからないと思います。その辺の内容については、どのような形でかかわっていくのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 事故等の責任等の所在につきましては、もちろん議員のおっしゃるとおり、ホテル佐勘の瑕疵があった場合は向こうの責任となります。それとおっしゃるとおり町の設備的な問題、それは佐勘が運営上、その設備を利用して起きた場合等についてはもちろん向こうの責任になりますけれども、建物そのものの瑕疵の責任については町になるかと思います。それについては、今現在、協定書はまだ決定ではございませんで、話し合いを進めている段階ですので、そちらについてはこれから詰めていくということになるかと思います。

それから、監査についてですけれども、内部的な監査、もちろん会社の企業的なものについては、ホテル佐勘も自分の独自のものをやるかと思います。ただ、あの施設の利用について、これはあくまでも町の施設ですので、それは町の監査にお願いするようになるかと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 取り越し苦労のことをちょっと言いますが、社会の情勢というものはどう変わるかわかりませんが、ホテル佐勘であれ、もし鳥の海に来て、なかなか営業収益が上がらないと、厳しいなというようなとき、契約解除とはいかないけれども、何か月の間、営業休止しますとか、ちょっと猶予期間を見てくださいとか、そういうこともなきにしもあらずだと思います。そういうときのやりとりというものは、やっぱりある程度……ある程度ではない、大分、亶理町も投資しているんですから、設備面で、やってもらわなければ困るとか、損しているからやめるとかと、その辺の条件面の合わないときというのはどのような形になるのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この協定に載っていないものについては、お互い協議して決めると、必ず最後にはそのような形に載せるかと思いますが、先ほど町長も申したとおり、ホテル佐勘を信用して入っていただくということですので、そのよ

うなことはないとは思いますが、ぜひといたしますか、ホテル佐勘を信頼して入っていただく限り、町もそれなりの姿勢を示さなければならないのではないかと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） さっき、収入のことを言ったんですけれども、日帰り料金の入浴はどちらに、佐勘の収入になるんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 温泉で発生する収入に関しましては、ホテル佐勘の収入でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） わかりました。

では、3点目に入りますけれども、まだ入って営業していないんですが、ことしはランニングでやっていくということになりますけれども、委託契約期間が3年、佐勘さんは10年と、いろいろやりたいと出てきていますけれども、将来にわたって亘理町の財政から、一般会計から支出するもの、そして見込まれるものはどのようなものが今後、将来にわたって財政的に支出していかなければならないのか、その辺について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 施設そのものは町の財産ですので、大規模な施設改修や維持補修等については町の責任で実施するようになると思われま。ただし、軽微な補修や運営上の必要な備品の購入については指定管理者の負担となる見込みです。こういった例については、岩沼の、いわゆるグリーンピア、その他いろんな公共施設でも行っているんで、その辺が一つの参考事例になって決まっていくかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） その辺は、管理する者の側、設置する者の側、いろいろ協議し合って、持ち分によって持たせていくことは当然かなと思っておりますけれども、中には先ほど言ったような大規模修繕などということも出てこないとも限らないと。そういうことも、やっぱり両方協議してやっていって、佐勘さんには大いにもうけていただいて、その辺は自前で直すとか、そのようにやってもらえれば最高だと思います。

そんなに大きな財政負担にはならないと考えを持っていますか、1つは。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） あの施設は、幸いといいますか、建ってから3年目で被災したわけでございます。その後、改修を行って、今に至っているわけでございますが、使っていない部屋等ございまして、それは2、3、4階、4階はレストランで使いましたけれども、2、3階は全く使っておりませんでした。

施設の的にも、まだ新しいものですので、大規模的な改修というものは、今回の運営を始める、再開、フルオープンさせるまでの大きな改修というものが入りますので、それ以降、なるべく佐勘との話し合いの中で、向こうから言われたことは、今回、大きな工事はなるべくしてしまいたいということ、今後、町に負担をかけないように、今回は施設そのものの改修にウエートを置いて、県の補助金を申請したいという考えがございましたので、余り大きな改修は出てこないのではないかとはいえますけれども、それは運営上どのようになっていくかわかりませんので。

ただ、温泉の源泉のポンプ等は今回の工事に入っておりませんので、それは先日、補正で出ささせていただきましたけれども、そういった工事も出てくるかとは思いますが。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） ちょっとだけ聞きたいのですけれども、今回、途中まで町の職員が従事すると、それ以降ホテル佐勘が経営するようになれば、現在の町で、人件費で見ている職員の待遇はどのようになりますか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ホテル佐勘と一緒に運営しながら、向こうに引き継いでいく上では、もちろん向こうに職員は必要ですので、その後、向こうがフルオープンした場合は、亘理町の職員はもう必要ないといいますか、向こうに置くわけにはいきませんので、町に、商工観光課付になっておりますので、とりあえずはうちの課の職員ということで取り扱いになると思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） では、次は4点目に移ります。

温泉島の海の利用率ですけれども、さきの議会で、使用料とか宿泊料、入浴料など議決されました。それは、ホテル佐勘側の意向もあって、幅的には相当幅がある

宿泊料になっているようですけれども、上が1万7,000円ですか、素泊まりで、料理が入ればどのぐらいに、2万円を超えるようになるかも、それはホテル佐勘のやり方で幾らでもなると思いますが。

私、入浴料のことをちょっと聞きたいのですけれども、入浴料についても佐勘のやっぱり言い分で設定されるのか、我々町側の意見も日帰りの入浴料に反映されるのか、町民の意見が反映されるのか。

一つ参考までに、この前も言ったと思いますけれども、この前の「えんころ節」の大会のとき、姉妹都市である山形県の大江町の町会議員の土田さんという人と隣り合わせになったんですけども、あそこではこういう温泉を町で設置して、第三セクターが経営していると。入浴料は、町内外問わず300円だと。回数券を買えば13枚、6カ月間の定期券を買えば、大体1回当たりの入浴料は135円だと、そのぐらいの単価になる。それで、平日でも1,000人ぐらいは来ていると。土日になると、1,300人ぐらい来ると。確かに、亘理町から比べれば、環境面、立地条件は、雪の山の中だからえらい悪いんだと、雪かきも大変なんだと、それでも来るんだと。そして、採算ベースもちゃんと成り立っていると、入浴だけでも。

そういう話を聞くと、やっぱりいろんなやり方によって、料金は安くても経営的には間に合うんだというような話を聞くと、ああそうかと私は思ったのね。隣り合わせで、ちょうど昼食だったからね。そういう旨、参考にして、町ではどのように考えているか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今、入浴料については、現状の500円は、町民については少なくとも500円ということは口約束ではございますけれども、しております。

それと、この500円という設定なんですけれども、500円でも現在入浴だけで、うちで1,800万円から2,000万円ぐらい、一般会計から持ち出しているわけでございます。確かに、今、友好都市ではないんですけれども、親しい、大江町ですか、大江町の温泉の経営というものはなかなかユニークですばらしいものだと思います。ただ、当温泉の場合ですと、やっぱりそれ以下というものは採算面でちょっと難しいと、今までの経緯からしまして。ただ、町民については500円ということは、ぜひ佐勘に約束してもらいたいということで思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 何か今、町長では、大江町は立派だから、採算、うまい経営方法、やり方をやっているから、こういう面でも、この単価でも成り立っていると。だったら、亘理町、500円でだめなのでないですかと私は言いたくなっただけけれども、成り立っているところもあるんだということなのね、実際。町外は800円ですか、亘理町は。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 佐勘からの提案では、今、町長が言ったように、町民は500円と、町外者については800円と最初、提案いただいたんですけども、いろいろ話を進めていく中で、町民と町民以外の方、町外の方をどのようにして分けずればいいのかというところでぶち当たっているんですね、今現在。そこで、この条例をつくる際に、佐勘と話し合ったときに、上の数字を乗せることは別に構いませんので、800円という数字を乗せさせていただいて、もしかするとですけども、町民も町外も全て500円に佐勘ですという可能性も持っている、佐勘の社長は言っておりました。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） その辺は融通性を持たせて、皆さん、有利なように、そしてもうかるように、そして多くが利用されるように設定していただきたいと思います。

では、2問目に入ります。

災害の避難対策についてですけども、町長の施政方針の中にも、災害はいつ、どこでも発生するかわからないと。津波ばかりでないですよ、地震もある、それによる地盤の陥没、崖崩れ、火災またはゲリラ豪雨、そして河川の氾濫、怖いものは竜巻なんていうものもあるようですけれども、本町にいつ起こるかもわかりません。

町では、これらの大災害に対して、いろいろ対策をとって、備蓄など対応しておるようですけれども、まだ万全とは言えないと思います。

私、そこで思い出したことが、昨年11月22日の津波警報ですか、逃げろ、逃げろと言われたときがありましたよね。そのとき、ご一緒した方もここにはいませんけれども、そのとき私は福島に行っていたので、逃げるわけにはいきませんでした。そして、あのテレビの画面を見ていると、テロップに、すぐ逃げてください、海岸の近くにいる方はすぐ逃げてください、逃げてくださいと何回も出る。確かに、あの

テレビの報道で避難行動を起こした人はたくさんいると思います。確かに、ああいふふうに急に、もう寝ているようなときに逃げてくださいなんて言われても大変だ、パジャマのまま逃げるようになるようなもので、なかなか行動に移せないことが現実だと思います。

私も、そして帰ってきたのが10時過ぎごろ、吉田小学校が避難場所なので、津波の、そこに行きました。そしたら、吉田小学校には体育館の中に避難している方、いました、いっぱい。そして、校庭、あとは仮設の空き地ですか、そこにも車の中に乗ったまま待機している方、なぜと、俺の友達、同級生がいたから、いや、うちのおふくろ車椅子で上に上がれないんだと。隣の方は、犬飼っているから入れないんだと、だから校庭とかそういう空き地にとまっているんだと。それで、うちのやつに聞いたら、どこに行ったんだと言ったら、何にも連絡ない、いや、「サザエ」に行っていたと、こういうことね。

皆さん、一時避難場所として選ぶところはそれぞれなんですけれども、やっぱりその状況によって、そこに入れない人、対応し切れないような場合があると思います。ペットを飼っていれば、体育館の中に入れない、車椅子でいけば入れない、なおさら心の病を持っている人であれば、皆さんの中にまじることができないと。そういう条件、それぞれの社会的弱者というものがいて、皆さん、用意してきた準備場所には入れないことがあるんですね。

そういうときの一時避難場所の確保、やっぱりそういうものはきちっと整理しておかないと、どこに行ってもいいかわからないときがあるんですね。後から聞いた話なんですけれども、私の近くの浜吉田の年寄りの方、ここには災害集合住宅があります。その3階に集会室があります。上に歩いていけないから、集会室に行くと。そしたら、ところが集会室は鍵がかかかっていて入れなかった、だから集会室の外で待っていたと、そういうこともありました。それも、朝早くですよ。

そういうように、指定場所、一時避難場所があっても、そのような状況によって、中に入れないと、寒いと、そういう場合があるんですね。だから、そういうところの対応として、いかに町で考えているかということ、1つ伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 住民の方々が避難する場所として、町が指定するものは「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があります。

「指定緊急避難場所」は、切迫した危険から住民の安全を確保するための緊急的な避難の場所として、あらかじめ指定するものであります。

亘理町津波避難計画における各地区の避難方法として、長瀬小学校などを「指定緊急避難場所」として明示しておりますが、地震、洪水、河川の氾濫、土砂災害等においては、必要な情報を収集し、警報等の発表または災害が予想され、住民の方を事前に避難させる必要があると認められた場合は、段階的に「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」「避難指示」を発令するため、特に「指定緊急避難場所」を設けておりません。

また、万が一、避難がおくれた場合にあって、避難を行うことがかえって生命や身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、垂直避難、例えば2階などの安全確保措置を指示する場合があります。

いずれにいたしましても、避難情報の迅速な伝達と早期避難を呼びかけ、人的被害の発生を回避したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 確かに、あるところに行けと指定しておく、そこに行けないということもあるんですね、実際の話。だけれども、私が言ったのは、答えていなかったけれども、言っているところの管理体制、鍵があいていないということはどうにもならないから、行こうとしたところに。例えば、今、長瀬小学校という話をしたけれども、長瀬小学校はどういう条件のときにその鍵があくのか、荒浜小学校も、質問で外階段をつけましたけれども、荒浜小学校もどういう条件のとき、その鍵をあけて学校に入れるのかと、夜中に地震情報とか津波情報が出た場合、避難することは当然なので、その辺の管理はどのようになっているのかと。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） ただいまの質問の関係については、2項目目の中で学校等の関係等も入っていましたので、その中でお答えしようと思うんですけれども、実質、避難階段のほう、議員さんの言われるように、長瀬小学校、それから荒浜中学校、そして荒浜小学校、設けてございます。それで、施錠につきましては、鍵の上にプラスチックのカバーがついているんです。それは、トンとたたくと壊れるんですね。それも表示していると思うんですけれども、それで鍵は回して入れるようになっているんです。

それから、先ほど言われました集合住宅の関係、大谷地の関係なんですけれども、現在のところ、鍵については連絡員の方だけしか持っていません。荒浜については、区長さんが持っているんですが、その方々が避難した場合には、実際的には鍵はあかないということになりますので、今後そういうときの鍵の構造を、避難階段のような鍵とか、そういうものを検討していきたいとは思っておりました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、小学校の分は、何か外にカバーがついて、壊せば入ると。一番先に行った人がそうすればいいんだけど、そのようなことは大体その周りの方々はわかっているのかな。わかっているか、わかっていないかわかりませんが、あなたたちだけがわかっていて、住民がわからなければ何にもならないと、壊せばと、たたけば壊れるなんて思っていないかもしれないね。

だから、そういう面はちゃんと周りの方々が、区長がいれば区長が、もし何かのときはここをたたけば壊れるんだよ、そこに入れるようになるからとか、そういうことはわかっているようになっていないと、管理が届いてないということになるんです。いいですけども、あとは答弁しているんですけども、次、時間もそろそろ、2点目に入るけれども、それも答えてくださいよ。

2点目については、学校のことは今、言ったからいいけれども、出入りのことは。ただ、途中、私、登下校、今回は早朝6時、学校には前からもう連絡が行っていたのかわからないですけども、休校になったようですが、それがもし7時、8時に、登校中に、すぐ逃げてくださいという放送が町内放送で避難指示が出た場合、近辺に建物があればいいですけども、近辺に建物がない。例えば、私のことを言うと、浜吉田から長瀬小学校まで行くと2.3キロ、その間に建物なんていうものは、学校の近くに二、三件あるかな、そんなもので、踏切を渡ればもうない。どこに逃げっぺなど、だって子供の足でランドセルを背負って、黄色い防止をかぶって逃げるなんていうことはなかなか考えられないし、常磐道に登れといっても階段も大変なことに。

そういう場合の、本当の緊急一時避難ということ考えた場合、雷が落ちるかもしれないし、竜巻が起こるかもしれない、津波ばかりではないですよ、災害というものは。そういうことも想定した一時避難場所の誘導の仕方、そういうものを学

校とともに、学校で答えるのではないんだ、これは。防災担当が答えるのであって、防災なんだから。そういうことは、防災のほうから答えるべきなんだ。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 防災のほうと言いますけれども、学校は教育長が責任者でございますから、教育長に答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、学校関係に主になるわけですが、災害時の学校の対応につきましても、教職員災害初動マニュアルを定めております。校長会、教頭会等で確認、徹底しております。このマニュアルにつきましても、町内の小・中・高等学校も入ってもらっています。亘理高校。その防災主任、担当校長、学務課の指導主事、班長、生涯学習の主幹、総務課からは安全対策班長、担当主事、そういう者が集まって、学校安全担当者会というものを年6回ぐらい開催しているところでございます。

その会で、さまざまな災害を想定した上で、東北大の佐藤先生という准教授なんですけれども、ご助言いただきながら、在校時、登下校時、在宅時の対応について、協議、検討していると。

それで、ご質問の特に登下校時の避難対応について、次のように学校では対応しております。

1つ目は、まず職員があらかじめ決められた地区を巡回して、安全確保に努めると。

それから、2番目が、災害の程度によっては、職員が当該学校まで子供たちを避難誘導させると。

3番目が、さらに状況に応じて安否確認をし、同時に可能な場合は引き渡しを行います。原則引き渡しは保護者のみと、保護者が迎えに来るまでは学校で保護すると。

それから、その他の、これらの対応については保護者に一斉メール、各学校で配信します。それで伝えるとともに、町の防災無線もございまして、それから町の防災メール、そういう情報も十分留意するように、保護者、子供にもお話ししているところであります。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） いや、学校は子供にそう言い伝える、教え方はできる。実際、現場であったときは誰がする。これは防災の対応で、そういう施設があるかないか、一時場所があるかないか、それでは教育長が答えてもだめですね。担当が答えなければ、防災面なんだ。教育長で金を持っていないし、そんな施設つくるわけがない。財政課がある担当が答えるのであって、そういう答弁の仕方はないんだ、振り方は。
- それと、もう一つ言うけれども、社会的弱者の対策。これは、社会的弱者というものはどこにでもいると思います。我が家にもいるし、隣にもいるし、確かに今は自主防災組織を確立させて、各班単位に名簿でやるような形をつくって、今、始まったところですがけれども、実際、日中そういう助けられるような人間というのは在宅していないのが通常です。やっぱり、年寄りがいて、1人とか2人でいるのであって、それらを本当に何かうまい方法がないのかなというような考えを持っておりますけれども、町としてはメンバーづくりで、個人情報があるからだめだとかいろいろあるけれども、何か救護班をつくるとかなんとかという指導はないのかな。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 支援を必要とする方々につきましては、27年度からですか、私が福祉課にいたときなんですけれども、そのときに、自主防災、それから行政区の区長さん等に説明を申し上げまして、登録制度を実施いたしました。

それで、支援を必要とする方については登録をしていただき、それに基づいて行政区なり自主防災に情報を流しまして、それも了解をもらった上でなんですけれども、それで支援体制を、何を必要とするか等も状況を記載して提出いただいておりますので、それに基づいて支援を検討していただきたい。それで、行政区長さん、民生委員さん、自主防災の役員さん等で、行政区の中で協議をしていただいて、誰々さんところのについては誰と誰と誰を一応、支援者として災害時の関係、安否の確認に行くとか、それと避難に連れていくとか、そういった内容をまとめてもらっています。ただ、それも登録者に、家族の方も含めてなんですけど、必ず責任を持ってできるわけではありませんよということでは申し述べてございます。

それで、人力的に3名ぐらい、1人ではない場合もあるので3名ぐらいは割り当ててほしいんですということのお話をさせていただいておりますけれども、なかなかやっぱり責任を持ってないという方もいらっしゃるって、班の中の全員で対応するとか、そういうこともいいのかと聞かれまして、その中で対応していただければ結

構ですよと、個人名でなくて班の皆さんで、その班の中の問題ある方というか、支援を必要とする方の対応をしていただくということで、その報告もいただいているケースもございます。一応、そういう支援体制。

それからあと、教育委員会からお話があったんですけども、山元の支援学校の関係、そちらに通っているお子さんと、山元町でまずそちらに福祉避難所の協定を結びたいような話がありまして、亘理町さんもどうなんでしょうかということで今、詰めているところなんですけど、支援学校に通っているお子さん、先ほど議員が言われたように、各避難所に行ってもなかなか体育館の中とかほかの人に迷惑がかかるからということで、結局は車の中とかそういった生活になってしまうので、そういう避難の場所として、まずは支援学校に通っている人を、ちょっと山元、坂元近くになるので、宮城病院の隣なんですけれども、ちょっと遠いのですけれども、そういう受け入れ態勢もいいような話を承っております、今、協定を結べるように進めております。

そして、その中に、その学校だけでなく、教育委員会、小・中学校の支援学級のお子さんもそちら利用させていただけないかとかということもお話はさせていただいています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今、支援学校「あすなろ」のことを言っているんだと思うけれども、宮城病院のところの。そこであっても定員があるので、そんな全員が行ったら「あすなろ」の学校なんて満杯になって、講堂はあるかもしれないけれども、そんな収容し切れるような場所ではないと思いますよ。病院の中に収容するのなら別だけれどもね。

やっぱり、病院とかそういうところとある程度、契約して、精神科の病院であっても結構あるんだから、そういうところにも手を伸ばすとか、そういう弱者の場合は、そうやって確保してやれば親も安心していただけるし、年寄りになれば、痴呆とかいろいろあっても、精神科のほうが多分、症状的からいえば多いので、そういう病院というものは大いに活用すべきだと私は思います。

それと、一時避難所としては、私の近くのことを言えば、3階建ての農協ビルでも委託契約して、いざという場合、ここにも上げてくださいますかと、そういうや

っぱり民間活用も一つの手だと思います。

そういうものを、大いに皆さん、視野を広げて、どこだったら使えと、公ばかりでなくて、民間の建物であっても使えるところがあるので、そういうところにも役場から声がけしてもらえれば、いざというときはこの3階を貸してくださいとか、収容してくださいとか、あけてくださいとかというような話はあると思います。

そういう面も大いに参考にさせていただいて、施政方針にあるように、いつ起こるかわからない災害、そういうものに対応するような行政をやっていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため休憩に入ります。

再開は午後1時30分といたします。休憩。

午後0時26分 休憩

午後1時26分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、16番、熊田芳子議員、登壇。

〔16番 熊田芳子君 登壇〕

16番（熊田芳子君） 16番、熊田芳子でございます。

私は、町長就任4年目を迎えるに当たりまして、公約に掲げた「安全」と「安心」を確保するまちづくりの進捗状況について、3点ほど質問いたします。

まず初めに、本町では自主防災組織をほぼ全域で立ち上げまして、「自助」「共助」の意識を高めておりますが、東日本大震災の経験を風化させないために、どのような考えを持っているのかをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 震災の被害を繰り返さないためには、住民の防災意識を高めて、地域の防災力の向上が不可欠であると考えております。

そのため、自主防災組織はもとより、地域の防災力の向上のためには、地域防災を担う人材の育成を継続していくことが大変重要であると考えております。

亘理町では、宮城県防災指導員制度を利用しまして、地域の防災活動において中

心的な役割を担う人材の育成を図っており、延べ190人の方が防災指導員養成講座を受講され、指導員となった皆様は地域のリーダーとして、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、危険が予想される箇所や避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導等を行い、日ごろから住民の方の防災意識の高揚に努めていただいているところでもあります。

今後におきましては、今年度実施しております「亘理町防災活動等資材機材整備事業」を用いて、各行政区単位で必要な資機材を配備していただくことにより、一層、自主防災活動が活発になることが見込まれ、大規模災害に備え、平時から防災体制が整備されるものと考えております。

また、平成29年度の総合防災訓練においては、「住民自身が自発的に災害リスクへの理解を深める」とともに、「自主防災組織を軸とした住民主体の災害対応」を掲げ、各行政区主体で訓練内容を決めて実施する予定であります。

亘理町においては、日々起こり得る災害から町民の生命を守り、迅速かつ明確な災害対策を実践できるように、継続して防災意識の向上と技術の向上を図ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） あの大災害から6年がたっておりますけれども、亘理町の実態は、亡くなった方が306人おられました。275人が震災で死亡し、また、震災関連死、せっかく地震と津波で助かったのに、震災関連死で亡くなった方が18名、あるいはまだ遺体が上がってこない行方不明者の方が13人ほどで、306人になっております。

今度、宮城県沖地震が30年以内に99%起こり得るといふ、そういったものはまだ解消されておられませんので、そういった306人の声なき声を風化させないために、どのような手を講じておられるのかということで、6月11日の総合防災訓練のことを私は質問したわけではないのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 風化させないためにということで、まず1点目なんですけれども、追悼式ということで、3.11の日に追悼式を行う計画で、今年度も来年度も予算を組ませていただいています。その中で、町民の方々に黙祷を呼びかける、サイレンも吹鳴しますので、災害というものを、東日本大震災というものを忘れてはいけませんよということで、ご冥福を祈るとともにの関係で、あわせて実施をしたいと思っ

ていますし、それと先ほど町長が申しました自主防災の訓練の中でも、東日本大震災を忘れることなく、地域それぞれがそういう大規模災害のリスク等を含めて考えていただく機会の一つとして実施していただくという考えで、震災を忘れることなくという考えで答弁したところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 今回の東日本大震災で、一旦避難所に避難しておきながら、自分がきのうちょっと年金をおろしたからと言って、財布忘れてきちゃったとかね、それとイチゴのハウスの鍵締めに戻ったという、そういうふう一旦避難所に来てから戻られたというケースが非常に多いわけですね。

ですから、今後、やはり行政の皆さんは、絶対的に避難所に来たら戻らないということを徹底して町民の皆さんに、こういうふう啓蒙思想をどんどんやっていただければ、そういったことが風化につながると思っておりますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） そのとおりでありますけれども、職員だけでなく、住民の方には十分認識していただけるように、今後も広報等を通じて啓蒙活動をしていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 齋藤邦男町長のときの平成15年10月に、亶理町安全で安心なまちづくり条例ができ上がっております。今後、今現在、年に何回ぐらい、会議の方は25名で運営されていると思いますが、それはどのぐらいの間隔で行われているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 安全対策の会議の関係かと思うんですけれども、28年度は実施しておりません。29年度では、開催の運びになるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 安全で安心なまちづくり条例は、目的が犯罪とか事故、あるいは町民に、例えば特殊な詐欺、そういったことを防ぐためにでき上がっていると目的を捉えておりますけれども、亶理町の管内、山元町と亶理町で、特殊詐欺は何件あ

って、どのぐらいの被害金額が出ているかということは、皆さん把握しておりますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 大変申しわけございません。把握はしていない状況で、新聞の中で記事を見てわかっている状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 4件で、640万円をだまされているわけですね。ですから、こういった、亘理町安全で安心なまちづくり条例、これは齋藤邦男町長が苦勞されて、この条例をつくりました。そういったものをフルに活用して、また起こり得るであろう災害に備えて、こういった条例の、委員が25名、そういった皆さんで共有し合うということが大切だと考えておりますけれども、今後の展望をお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） まず、1点目、津波から身を守るということで、議員さんもお存じのように、震災後、防災マップをつくりました。その中でも、十分に発生してからのとるべき行動等も盛り込んでいますので、とにかく住民の意識づけを第一に考えて、津波が予見されるときにはすぐに避難する、議員さんがよくおっしゃる、てんでん行動化ということで、家族の中でも事前に協議をしておいて、そういう対策をしてもらう。

それから、安全・安心なまちづくりについては、特殊詐欺を含めて犯罪の予防に防犯活動の中でも各種団体等にも呼びかけまして、地域からそういった被害者を出さないように努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 今、津波の話が出ましたけれども、昨年11月22日、津波警報が出まして、亘理小学校に避難されている方がおりました。そして、水をあげようと思って段ボールを切りましたら、全部が賞味期限が切れていたんですね。そして、やめて、たまたまその日は水道水が出ていましたので非常に助かったんですけども、「いろはす」という水、500ミリリットルのペットボトルですけども、現在も置いてあります。賞味期限が切れて、何も使い物にならないものが置いてあるんですね。おととい、役場の職員の方が、何かトラックで搬入しましたね。そのときに、

チェックしなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 備蓄品関係については、今後、備蓄倉庫の関係もあるので、その状況については把握するよというこで、各備蓄品の品目、それから賞味期限を含めてチェックするように指示をしているところでもありますけれども、まだ全部に至っていないということが現状ですので、早急に期限の切れたものはチェックして引き揚げ、処分するよにしたいと思います。

そして、きのう搬入したものは、災害時の毛布関係を28年度の予算の中で購入しましたので、その搬入をさせていただいたということでございます。

大変申しわけございません。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 次の質問に入ります。

（2）番、通学路となっている幹線道路の整備内容という点でお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 幹線道路の整備ということ、都市建設課も関連するわけですがけれども、通学路ということでございますので、私から答弁させていただきたいと思ます。

通学路の安全対策の取り組みにつきましては、平成24年8月に実施いたしました「通学路における緊急合同点検」をきっかけに、公安委員会、国・県道路管理者の関係機関と町の総務課、都市建設課、教育委員会が連携した「亘理町通学路等安全対策推進会議」を平成27年6月に設置し、対策を講じているところでございます。

本町の各小・中学校では、年度当初及び必要に応じまして、随時通学路の状況を把握するために、通学路の点検を行っておりますけれども、その際、各学校から点検内容の報告を受けた後、推進会議では「亘理町通学路交通安全プログラム」に沿った通学路の合同点検も行っているところでございます。

合同点検の中で、町内各地、各地区の小・中学校周辺の狭隘道路の解消及び登下校における児童の安全確保を図る必要が早急にあると判断された箇所や路線につき

ましては、整備を行っているところでございます。

昨年度になりますけれども、亶理小学校周辺の道路につきましては、歩行者や自転車の安全確保が優先されるべき生活道路でありますので、亶理警察署と協議、調整し、区域を定めた最高速度30キロメートルの速度制限や、ゾーン30及び路側帯の路面標示などを行うことによって、走行速度や通過交通を抑制しまして、通学路の安全対策を図っているということでございます。

また、現在は、国の補助事業であります社会資本整備総合交付金を利用して、亶理地区におきましては町道亶理浜吉田線、吉田地区では長瀬浜開墾場線及び舟橋一本松線、荒浜地区では鳥屋崎三丁目線、逢隈地区では西川原沼添線及び逢隈亶理線の合計6路線について、通学路として整備しているところでございます。

整備内容につきましては、狭隘である道路の拡幅整備にあわせて、車道と完全に分離した歩道2.5メートルの幅員で整備をしようということで今、取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 常磐線の山下駅と坂元駅が開通して、大分亶理に流れてくる車が少なくなってまいりましたけれども、やはり通勤時期は非常にやっぱり危険な、スピード30と先ほど教育長が申しましたけれども、60キロぐらい飛ばしている方々が非常に多くて、非常に危険なんです。そういうことで、来月は入学してくる児童、亶理小学校で99名のお子さんが入学してまいります。また、逢隈は100人以上ということで、非常に人数がふえておりますので、そういった新入学児童の対策とか、そういうものに対してどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、議員さんがおっしゃったように、亶理小も逢隈小も約100名の新入児童、1年生ですね、当初、逢隈が100名で、亶理が99名で、逢隈が多かったんですけれども、転校してしましまして、99名ずつになってしましまして、今現在、亶理小も逢隈小も99名の新1年生が入学すると。

そういう状況を踏まえて、各学校では当然1週間ほど新1年生の下校指導、先生が引率していくと、これは帰りだけですけれども、もちろん登校時も先生方が各地区について、子供たちの通学の様子を把握しながら、もし違反をしている子供たち

がいれば適宜指導になると。

それと同時に、総務課で考えております交通安全教室は各学校で行います。特に、1年生の、いわゆる横断歩道の渡り方、信号機の見分け方とか本当に基礎、基本、幼稚園、保育所でもやってはいるんですけれども、小学校でも改めてやると。それと同時に、2年生以上については自転車の安全運転講習会・教室なども開く予定で、小学生児童の生命をしっかりと守っていくという体制で、学校はもちろんですけれども、教育委員会、そしてあと町当局、総務課が中心になりますけれども、そういう中で万全を図っていききたいなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 教育長にお尋ねいたしますが、横断歩道の前に、足型について、オレンジ色で、「とまれ」という標識が、亘理の桜小路とか学校付近とか、そういうふうにでき上がっておりますけれども、そういうものを見かけたことはありますか。（「あります」の声あり）それは、警察署長を呼んで、これは警察署でやっていただいたんですかと言ったら、いや、うちではやりませんということで。

まちづくりの協議会の亘理地区ですか、あのところで「とまれ」の標識をつくっていただいたんですけれども、非常にそれが効果があるんです。もう必ず、走ってくるけれども、その「とまれ」を見るときちっととまるんですね。物すごい飛び出しを防ぐ、そういったいい、こういう足型をつくっていただいたような、非常に私はやりやすいというか、子供たちの安全・安心を守ってくれる足型ですね。

それを、亘理地区だけではなくて、吉田とか長瀬とか逢隈とか、そういうところにやっぱり発信をして、周知をして、こういったところすごく効果があらわれているよということを伝えるという気持ちはありますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 私も現場にいたころ、それはある団体から寄贈されたという経緯がございまして、どの団体だったかちょっと忘れましてけれども、そして足の形をした、一時ストップの標示をして非常に効果があったということは認識しておりますので、子供たち、それを見れば、ここでとまるんだなと、そして左右確認するんだなということはもう一目瞭然、わかるわけですので、非常に効果があるので、教育委員会として、まちづくり協議会にちょっと話はしてみたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） それから、通学路なんですけれども、やはりブロック塀がまだ壊れていて、6年たっても直せないという通学路になっているんですけれども、これはやはり地元の区長さんをお願いして頼むしかないかなと思っております。とにかく、入学してくる児童99人、本当に互理町の宝ですので、事故のないように私たち見守り隊も努めたいと思いますけれども、そういう点で指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に入ります。

防災教育を推進していく上で、児童・生徒の安全への取り組みと防災教育をどのように行っているのかをお伺ひいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 3番目も、教育長より答弁します。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、防災教育の推進関係についてお答えいたします。

震災以前から、各学校には安全教育担当の教員がおりましたけれども、震災後、改めて、宮城県教育委員会から防災教育の充実が叫ばれまして、防災主任を置くということが県の教育委員会から義務づけられたということで、各学校には防災主任が必ずいることになっています。

さらに、自然災害に限らずに、学校に関するあらゆる安全に対応するという観点から、安全担当主幹教諭が配置されることになりました。

本町では、今年度から小・中学校に各1名、1人は長瀬小に配置しております。それから、中学校は荒浜中学校、被災したという学校に安全担当主幹教諭を配置して、この2人が安全担当主幹教諭ということでいろいろ活躍していただいておりますが、学校安全担当会議というものを、鈴木高行議員さんにもお話ししましたけれども、年6回ほど開いております。小・中・高等学校から、それと町の関係者、教育委員会と。それで、この2人がその会議のリーダーになっていただいております。中心的な役割を果たしていただいております。各学校の防災教育の計画、立案、実施等に関して、指導、助言に当たっていると。

この会議を受けまして、各学校に戻った防災主任は、改めて各学校の学区内の地形、あるいは交通事情、あるいは危険箇所等の実態把握に努めていただきまして、職員と児童・生徒、保護者等に周知徹底を図るとともに、安全マニュアルや

その指導を行う指導案、あるいは避難訓練等の計画案等を作成、実践することによって、児童・生徒の安全確保に努めているところでもあります。

特に、震災後においては、文科省からもそうなったんですけども、子供たちが主体的に判断し、危険を回避する力を身につけさせると、こういうことが非常に重要視されてまいりました。いわゆる、これは釜石の「てんでんこ」なんです。子供たち自身が危機を回避する能力、これはもう釜石の「てんでんこ」が非常に有名なんです。そういうこともありましたものですから、自発的な危機回避行動力をつけさせる。そういうことを今現在、どの学校でも授業を通して、あるいは避難訓練を通して身につけさせるような指導を行っているということでございます。

また、小学生を対象に、防災に取り組みリーダー養成と当事者意識を育む観点から、例年、夏休み、各学校持ち回りで防災キャンプというものを、これは仙台管内で一番最初にやったのは亘理町でございます。亘理小学校が震災前にやっております。防災キャンプを実施しており、大きな成果を上げているということで、今後も継続していきたいと。今年度は、逢隈小学校でやりましたけれども、来年度、高屋小学校でやると一巡するというところでございます。これには、熊田議員さんにも大変お世話になっているわけでございますが、そういう防災キャンプ等も体験を通して、防災意識を高める。同時に、先ほど言いました、震災からの風化を防ぐことにもつながっているということで、これは今後も継続していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 今、教育長が釜石の奇跡とおっしゃいました。これは、群馬大学の片田敏孝先生が、震災が起こる7年前から、子供たちに防災マップとか防災教育を積み重ねて、結果、子供たちは自主で、自分の力で家族を頼らずに高いところに逃げた、そして1人の犠牲も出なかったということでございます。あの荒浜小学校も、防災主任の先生が、親子で防災のクイズをしたり、非常に防災に力を入れている授業を私も拝見してまいりました。もう群馬大学の片田先生に劣らずに、一生懸命、子供たちに興味を持たせながら、危機感を与えている、そういった授業内容を防災主任の先生にもっと広めていただいて、もっと、地震が来たら津波が来るんだということを植えつけていただきたいなと考えておりますけれども、いかがでしょ

うか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 地震が発生すれば、津波も伴うということは、これは常識的に捉えるというふうな、子供に植えつけるという非常に大事なことでございます。

昨年11月22日も、最初は注意報だったんですけども、警報に変わるというようなこともございましたし、仙台湾では5メートル近く、4メートルぐらいやっぱり津波が押し寄せたんですね、注意報の段階で。それで慌てて警報に切りかえたという話も聞いていますので。やっぱり、地震が発生すれば津波が伴うんだということを常に指導の中に盛り込んで、子供たちに植えつけていきたい。そのことについては、学校の安全担当主任にも主幹教諭を通してお話ししていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 最後になりましたけれども、大川小学校の児童74名が津波の犠牲になっておるわけですが、奇跡的に助かった男の子が作文を書きました。それを、父親がツイッターに載せて公開しております。お母さんと妹さんとおじいさんを亡くした男の子なんですけれども、自分も津波にのまれて苦しい思いをしてやったんですけども、何とか棒につかまって助かったということですが、その男の子がこういうことを言ってありました。「誰にもこんな気持ちになってほしくありません」、こういう形で結んであるんですね。ですから、やはり東日本大震災の教訓を生かしながら、皆さんとともに力を合わせて、亘理町から、宮城県沖地震が来ても被害を最小限度に食いとめるように願ひまして、一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって熊田芳子議員の質問を終結いたします。

次に、9番、高野孝一議員、登壇。

〔9番 高野孝一君 登壇〕

9番（高野孝一君） 9番、高野孝一です。

わたり温泉島の海について質問いたします。

平成20年2月2日に、総事業費約15億円、うち借入金11億6,070万円で開業いたしましたわたり温泉島の海でございますが、3年目の23年3月11日に東日本大震災の大津波に見舞われまして、休館、その後、日帰り入浴を26年10月4日に暫定的にオープン、29年4月、ホテル佐勘へ貸与して経営を委託する形で、フルオープンに

向け準備が進んでおります。

そこで、開業から3年間、20年、21年、22年度の営業実績を踏まえまして、わたり温泉鳥の海建設の検証をすべきと考え、以下について伺います。

(1) 宿泊者数などの歳入額積算並びに営業利益についてお伺いいたします。これについては、開業前の試算ということでの数字を伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 開業前の試算ということですがけれども、わたり温泉鳥の海開業に当たっての歳入、歳出につきましては、当初、1年間営業した場合の試算の内容を申し上げますと、歳入合計が4億8,759万4,000円、歳出合計が3億1,779万8,000円となっております。

歳入の内訳につきましては、宿泊料が4,324万1,000円、入浴休憩料が1億4,585万2,000円、そして食事料が2億4,262万8,000円、酒類及び飲料売上が2,293万9,000円、売店収入、雑入が3,293万4,000円でございます。

続いて、歳出ですが、職員人件費が3,287万2,000円、運営費が2億6,781万6,000円、管理費が1,711万円でございます。

この歳入合計から歳出合計を差し引いた差額の1億6,979万6,000円が営業利益となり、ここから運営基金へ積み立ての上、毎年起債償還を実施する予定としておいたところでございます。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） これは、開業1年目の数字と捉えてよろしいですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 開業1年目の……次の年になるのかな、1年、通年の一応予定ということになろうかと思えます。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 私の通告、まずかったかどうかわかりませんが、できれば2年目、3年目の歳入額、利用収入額がわかれば教えていただけますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実質の歳入総額が、20年度が4億7,232万……（「実質ではなくて、見込み」の声あり）見込みは……（「2年目なし」の声あり）ないです。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 実は、私の資料に、ちょっと古いのですけれども、開業する前、起債を起こすために県の市町村課に行って相談しておりました、町の職員が。そのときに、起債をするための資料提出をしております。その中に、今、言った歳入、利用者数等の数字を提出しているはずなんですね。それが、初年度から2年目、3年目、たしか10年目くらいまでの書類があったと記憶しているのですけれども、それをちょっと聞いたかったんです。それがないということですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 商工観光課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 10カ年の歳入、歳出の計画を出しております。それによりますと、2年目では、初年度から3年目までを同じ金額で、4億8,759万4,000円という数字を歳入で出しておるようでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） かなり高い金額で積算しておりますけれども、例えば、先ほど細かい数字で宿泊客なり、入浴休憩とか飲み物、雑入とかの数字を出していただきましたけれども、これは何をベースに積算したのか、その辺わかれば答えていただけますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 何をベースにというのが質問でございますけれども、ちょっと私も記憶がございません。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、多分もともとはあったはずなんですね。計算する基準となる数字が。例えば、鳥の海保養センターの実績に幾ら掛けたとか、リニューアルするし、基盤が大きくなったので、それに1.何倍とか多分掛けた数字があったんですけれども、忘れたとか、今、手元にないということですね。（「そうです」の声あり）そうですね。それで、ちょっとその辺を聞いたかったんですけれども、なかったのですね。

では、次の（2）番に行きます。

各年度の実績単年度収支額について、お伺いいたします。これは実績です。実績の、20年、21年、22年。22年に関しては途中で震災があったので、360日、マイナ

ス20日になりますけれども、一応それは1年としての数字として報告願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 開業後の実質単年度収支についてですが、地方公営企業会計においては、実質単年度収支という捉え方が用いておらず、今回は歳入から歳出を差し引いた実質収支をもとに、前年度の実質収支額を引いた単年度収支、そしてその額に運営基金積立金を加え、さらに運営基金からの繰り入れ、一般会計からの繰り入れを控除した額を仮の実質収支額として算出した場合の参考数値であることをご理解いただきたいと思います。ちょっと、わかりづらいと思うんですけれども。

また、19年度におきましては、議員のおっしゃるように、2カ月のみの営業でしたので、通年営業した20年度から22年度分についての回答とさせていただきます。

まず初めに、平成20年度分でございますが、歳入額4億7,232万5,000円、歳出額4億7,216万5,000円、単年度収支額は6,578万円です。

次に、平成21年度分につきましては、歳入総額3億7,147万円、歳出総額が3億6,753万円、単年度収支額は2,545万7,000円です。

最後に、平成22年度分についてであります。歳入総額が3億6,458万6,000円、歳出総額3億6,413万円、単年度収支額は、東日本大震災による営業停止により歳入不足となったことから運営基金の繰り入れを行ったため、マイナス1,743万円でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、（1）で聞いた試算の売上から見ますと、20年度は4億7,000万円、ただこの4億7,000万円にたしか消費税の還付金5,500万円が入っています。ですから、純粋な利用収入とすれば、ここから引きますので、売上約4億2,000万円ぐらいになると、ちょっと頭に入れてください。その数字を、開業前の試算の金額と比べると、かなり低い。軒並み1億円ずつ低い利用収入しかない。そういう実績があるわけですが、この試算の場合、余りにも高く評価し過ぎたのではないかと私は思います。

ただ、ちょっと昔のことで答えられるかどうかわかりませんが、多分その当時、職員の方が積算したのか、それとも日本旅行とか、JTBとかそういうプロの方に積算してもらったか、その辺というのはわかりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） プロの方の試算ではないのではないかなと、ちょっと定かではありません。私、あのころは副町長なんですが、恐らく職員のレベルではないかと思えますけれども。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、素人がやって、過大に数値をつり上げた金額で、売上の数字を上げたとなります。

そこで、ちょっと先ほどのダブりますけれども、20年度は、先ほどの4億7,000万円から5,500万円を引きます。そうすると、実質利用収入は、私の計算ですけれども4億421万円、そこから基金積立を8,900万円計上しております。この年は、利用客もおりましたし、基金積立の余力があったということで、8,900万円ですけれども、還付金がありましたので、実質的には積立金が3,370万円です、20年度が。21年度は、利用収入が3億7,147万円、その中で基金積立金が2,167万円できました。2年目です。3年目、22年度は利用収入が21年度から見ると若干2,000万円ほど低くなりますが、3億5,055万円ありました。しかし、基金積立金がゼロです。これは、どのような理由でこうなったんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この辺については、私も記憶には定かではないんですが、やっぱり営業利益が少ないということではないかなとは判断しておりますけれども。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ちょっと、私から説明します。

この年から、借入金の元金支払いが始まりました。借入金は、ちょっと時間差で4つの借り入れをしていますので、3年間据え置きなんですけれども、一番最初に借りたものの元金の半年分だったかと思いますが、これが約4,000万円が加算されて、利息が2,000万円、合計約6,000万円の借入金返済が発生したために積立金ができず、逆に基金積立金を取り崩しております、3年目から。

この1年目、2年目、3年目の数字の推移から見まして、23年度は休業していませんけれども、利息が2,000万円、元金がもう今度は7,000万円です。合計で9,000万円なんです。前の年ですら、元金がこの半分で、基金取り崩しはした、基金積立金ができないということ判断すれば、22年度以降、黒字は期待できず、赤字がず

つと続くというような、これはもう現実的にこの数字を見ればわかると思います。借入金の元金と利息の負担金9,000万円が計上されるために、運営基金が底をつき、ついたところから今度、一般会計から繰り出すような依存した経営体系になってしまうということが、この数字を見る限りでわかります。

そこで、事前に県の担当の市町村課と話した記録を見ますと、県の担当課はこのように言うておりました。事前の打ち合わせでも、そのようにならないように留意するようにと助言しております。でも、現実的にこうなってしまいましたね。そこで、この現実を見て、このような温泉施設を建設してしまった責任は、町では私はあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに、ご指摘のとおり積算の数字の甘さについては、やはり相当甘かったなということでございます。ただ、その温泉の施設につきましては、観光拠点と、それから町民の福祉との2つ、たしか目標にしたはずでございます。

したがって、そういう面では、ここを開業したことによりまして、いわゆる地域の入り込み数というものが非常に多くなったわけです。前に、高野 進議員からもあったんですけれども、この単体の経営について相当厳しい指摘があったわけです。ただ、地域全体的に見れば、非常に恩恵をこうむったという面も大きいと思います。それについては、ここでは数字的にあらわすことができないわけですが、それなりの役割は十分果たしていたのではないかなと思うわけでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、温泉施設を建設して、一般会計から財源を投入していますけれども、近隣の商売している方とか、住民の方には恩恵があったということで、特に責任はないという判断でよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この時点では、一般会計から繰り入れは恐らくまだ、運営資金から繰り出しはしていますけれども、一般会計からはしていないと思います。

私も、実は毎日数字を見ていたんですけれども、大体1日の売上が102万円ぐらいになるのかなと、稼働日数からして。120万円ぐらいになると、何とか採算ベースに乗ってくるのではないかなという、実は試算は当時していました。そこで、津波が来たわけなんですけれども、なかなか議員さんのおっしゃるように、起債があ

のころ、返済が始まるわけですが、たしか9,000万円ぐらいずつ毎年返済せざるを得ないんですが、これはやっぱり営業だけではなかなか難しいかなという判断は、当時していました。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） では、3番に移ります。

25年の12月議会で、8億6,730万円を一般会計から繰り入れまして、借入金の一括償還の議案を我々も可決いたしました。その金額、結構大きい金額ですが、今後の町の財政状況への影響はあるんですが、どのように考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） わたり温泉の整備に関する企業債につきましては、平成18年度から平成19年度にかけ、民間金融機関から工事の進捗状況に応じて、先ほど議員さんのおっしゃったように4本、総額11億6,070万円の借入を行っております。平成26年2月末時点においては、9億1,130万円の残額がありましたが、当時においては、財政調整基金残高が増加していた状況、及び復旧後のわたり温泉鳥の海の運営を考慮し、そのうちの3本、8億6,730万円を一般会計からの繰入金、残りの1本、4,400万円をわたり温泉鳥の海運営基金からの繰入金を財源に、一括繰り上げ償還を行った次第でございます。

企業債につきましては、償還期間20年、うち元金据え置き期間が3年、10年ごとの利率見直しの条件で、利率が1.62%から1.88%で借り入れておりましたが、一括繰り上げ償還したことにより、将来にわたる利子償還見込み額1億1,000万円が軽減されました。繰り上げ償還を実施しなければ、平成39年度まで毎年約7,100万円から8,700万円程度の元利償還金が発生した状況を踏まえたと、その後の財政面において大きな負担軽減につながっていると同時に、施設に係る借入金がなくなったことも、今回の運営委託決定の一因になったのではないかと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） これが黒字経営であれば、ちょっと震災は別として、震災は想定外なので別として、うまく軌道に乗ってれば、すごくいい施設であったし、町民も温泉に入って、リラックスして、長生きできるのかというふうなものだったんですけれども、残念ながら、先ほど私、（1）から（2）と言っているように、当初の借り入れする時点から、やっぱり数字的な根拠の計算の仕方が曖昧だったのかな

と思います。

それで、きのう、そしてきょう午前中の、温泉、佐勘への貸与の話がありました。売り上げがあつて、あわよくば毎年、町に100万円程度しか来ないということを考えれば、今後、佐勘からの賃借料で、一般会計から繰り出した、一括償還した金額も含めて、これは絶対埋め合わせはもうできないと諦めるほかないのかなと思います。

それで、一括償還した25年の8億6,730万円のほかに、その前後を含めて一般会計からかなりのお金を出しております。24年、25年度と各9,000万円ずつ、26年度は9,200万円です。27年度が1,700万円、28年度も当初予算で1,700万円、合計で11億7,330万円が一般会計から投入されているんですね。すごい金額です。箱物1つ建つくらいですね。多分、給食センターなんか建つかもしれませんね。あとは、火葬場が建つくらいの金額を、判断が見誤つたおかげで一般会計から、本来であれば町民にサービスすべきお金が、この1つの施設に11億7,330万円が投入されたという現実があります。これは、本当に甘い計算があつて、赤字垂れ流しの施設をつくってしまったということが実際です。もし、これが借入金額を縮小して、採算が合うような施設があつたならば、この金額、もう十分な住民サービスができる金額であると私は考えております。

昨日、きょうの午前中と同僚の議員からいろんな事業の提案がありましたけれども、町長の答弁の一つに財源がないという話がありましたが、この11億円、しっかりやっておけば手当てができたとは私は考え、本当に残念だったなと思います。

これも含めて、一般会計から11億7,330万円投入したと。その金額で、十分な住民サービスが受けられないという現実を見据えれば当然、今回、佐勘に譲渡する機会でもありますし、町民におわびの一言を私は述べてもいいのかと思いますけれども、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この建物、おっしゃるとおり11億円ということでございますけれども、あの津波で、再生しなければ解体するか、そのまま遺構として残すかという道になろうかと思ひます。したがいまして、何もしなければ、いわゆる今、各地でやっているように遺構でやっても管理費がかかりますし、解体費もかかるということで。今回、再開に踏み切つたということは、このお金を無駄にしないということです。

一義でございます。

それで、議員さんのおっしゃった、いわゆる非常に見通しが甘いというのが、私も内容をずっと見ていましたが、まずもって人件費が約9,000万円ぐらいかかっていました。それから、食糧費なんですけれども、その原価率が約45%から48%ぐらい、当初いっていました。こういった、あるいは管理費も想定以上にかかっていた、燃料費を含めまして。その辺の、やはり経費が思った以上に、予想した以上にかかったということが一つの要因だと思います。

今回、民間にお願いするということは、その辺の、いわゆる経営の一つの方策として、人の使い方にしても、我々、官でありますと、どうしてもやっぱりまず人を配置することから始まるわけでございますけれども、民間の場合ですと、1人の人間が3つも4つもというか、マルチ的な使用の仕方をしますし、あるいはまた必要のない時間は、例えば5人にすると、必要なときは10人にすると、そういった非常に弾力的な運用というものは十分、民間の場の変えようだなと。

したがって、経費の面で非常に節約というか、シビアな経営ができるのかなということが1つでございます。

それから、今回、佐勘にお願いするということは、ご案内のようにあそこはもう東北でも一番の古い歴史を持った企業でございます。この間の新聞でも、1,000年ということを書いていましたけれども、それは信用の積み重ねで来た会社でございますから、非常に今回も我々と同じ目線というものの、我々以上の目線といいますか、我々の立場に立って参加していただくというような方向で、現在進んでいるわけでございます。

そういう面では、逆に、議員さんのおっしゃいましたように、あの建物をこれから亘理町の、いわゆる観光の拠点として、まず生かしていくべきだなと。いつも申し上げるのですけれども、被災した3県の中で、あのような施設はどこもないはずでございます。皆、遺構でございます。あそこは、本当によみがえった遺構として、これは日本国内だけではなくて、先ほど申し上げましたインバウンドの一つの目玉にもなるはずでございます。

したがって、私は十分にこれから、投資した額が回収できると確信も実は持っています。機会がございましたら、できるだけ、先ほど鈴木議員さんからもあったんですけれども、情報の伝達がちょっと悪いのではないかと言われたので、全くそう

いう面では反省しております。できれば、できるだけ早い時期に、担当の社長室の佐々木さんなり、あるいは社長なり、議員の皆さんにいろいろとお話する、あるいは懇談する機会をぜひ持ちたいと思います。

特に、大変、私、うれしく思っていることが、支配人を予定している方が亙理の方でございます。大畑浜北のオノさんでございます。オノさんのお父さんというのは、たしかイチゴをつくっていたと思うんですけれども、その方、「海音」かな、あそこの松島を立ち上げて、6年で軌道に乗せたらしいのですけれども、それから先ほど言った佐々木さんという社長室も亙理出身でございます。もう地元の人を、社長としては張りつけてやるということで、これは我々にとりましては本当に、一緒に仕事をやっていくというか、そういった心強い相手だと思っているので、ぜひ議員の皆さんにも先方の考え方も聞いていただきたいと思いますし、今、指摘されました11億円については十分に取り返していくといいますか、元を取っていくというふうなつもりでもおります。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今、最後の言葉で、11億円を元を取っていくというのは、ただの気持ちだけであって、現実的にはまず無理だと思います。

そこで、確かに津波で残った建物は無駄にしない、これを将来生かしていきたいという気持ちはわかりますけれども、これまで経営してきて、経営でも、その経費の面でも、やはり今、町長が言ったように、反省している部分はあったわけです。それも含めて、11億円を一般町民が別な形でサービスを受けられるこの金額を使ってしまったことは、事実は事実なんですね。

ですから、やっぱりいつか、この建設に当たって、このような状況に至ったことに対して、町民には説明すべきではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 再度申すようになると思うんですけれども、この施設につきましては、できれば当初、民間が立ち上げてやっていただければ一番いいわけだったのですけれども、そこにもし鳥の海温泉がなければ、あの荒浜地区、それから亙理全体の入り込みがどうなるかということも十分考えていただきたいと思います。

先ほど来、議員さん方の話もありましたが、亙理にとっての一つの目玉といえますか、売り出しとしては、わたり温泉鳥の海と、それから悠里館、どちらも大変経

費がかかる施設でございますけれども、この2つが一番アピールしているということだろうと私は思っております。

したがしまして、先ほど11億円を、町長は口だけだろうと今おっしゃいますけれども、私としては確信を持っています。これは十分採算というか、11億円は取り戻せると考えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 私は、鳥の海温泉そのものは否定しているわけではないです。当初、建設するとき、やはりほかのところでもやっているような温泉施設で、極端に言うと、日帰り入浴程度の温泉でも、私は立派に亶理町を代表するような温泉施設ができたはずではないかと思えます。その中で、利用収入を見誤った積算をしたところから、赤字経営が、あの建物ができてしまったというスタートがそこにあったわけで、そのおかげで11億円なりの一般会計からの投入がなくなってしまったということで、町長に責任ということは何回も言っていますけれども、これは11億7,330万円は回収できるので、特に町民にはおわびしないと解釈してよろしいですね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 再度申し上げますけれども、もともとそこは観光拠点と福祉の向上の2つがあったわけですが、正直申し上げまして「二兎を追う者は一兎も得ず」という言葉がありますけれども、あの施設そのものを見ていまして、非常にふぐあいといいますか、私自身が中で当然、総支配人としておりましたから、非常にそういう面でのふぐあいというものはありました。これは、やっぱり今回は観光拠点と1つに絞っていくべきだろうと思っております。それで、町民の福祉という面では、先ほども答えたように、少なくとも料金は据え置いていただきたいということでございます。

それと、もう一つ申し上げさせていただきたいのですけれども、先ほども出しましたが、いわゆる町民が温泉の入浴するための施設、これはやっぱり階下の保健センターがあったわけですが、こういった施設はぜひつくっていきたくて。それはそれで、その目的のために、福祉のために、町民の健康増進のためにというか、入浴のために、こういった施設はぜひ欲しいものだなとは別途思っています。そういった余裕を、早く亶理町としてはそこまで行きたいものだなと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって高野孝一議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 3 2 分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 高 野 孝 一

署 名 議 員 佐 藤 正 司